

東京女子高等師範學校
日本幼稚園協會

幼の散育

主 幹

堀 七 藏

第十二卷 三月 號 第三 號

口 繪 アメリカ人形歡迎會

幼稚園保姆の恩給について……野口授太郎

子供時代に於ける境遇と受

けし教育……柿谷華王子

我國幼稚園の生長

一、我國に於ける幼稚園

の發達……森岡常藏

二、幼稚園創立の當時……氏原鏡子

三、幼稚園の懷舊を辿り

て……望月くに子

觀察の地方色（三）……

お遊戯、人形……土川五郎

雜 錄

東京音樂學校教授

中田章

東京音樂學校前講師

楠見恩三郎共著

新刊

教範マナーズ

大判全一冊 定價金壹圓廿錢 送料金拾八錢

爽快優美なる教育的世界の名曲此處に集る!!

本曲粹は編者多年學校音樂壇上の實際經驗に徹し、英米獨佛露等各國の代表的作曲家の名曲中爽快優美にして専ら學校音樂教育本來の目的に合致すべき行進曲目冊曲を選定せるものなるを以て、小學學校等亦有鑰樂器の在る所必ず本曲粹常備の要ありと信ず、且又メロデーは管、絃樂器共に吹奏用に適すべきを以て一般音樂愛好家の各家庭に於ても絶好の指導たり得、併して本曲粹選定上著者の苦心の存する所は難に偏せず、易に失せず、然も出來得るだけ體系的に基礎的に於ても群書に頭角を抜けるものと確信す、如小學校・師範學校・女學校參考書用として御使用を乞ふ。

東京女子美術學校教授 山本キク 先生新著

十三訂新撰裁縫教授法

全一冊洋綴 插畫百餘 定價貳圓貳拾錢 送料拾八錢

透徹した理論と技術に實入る實際の者姉

現在の裁縫教育界に於て技術と學理併用の歸趨を明示せるもの本書の右に出づるものなし、本書の發行以來既に十三版を重ねたる事は是れ最も難辦なる立證たるべし、即ち斯界の權威山本先生は本書に於て最も豐富なる教壇上の蘊蓄を傾倒し、多數の插圖實例を示して體系的組織を以て學理と技術を指導詳論したれば、教壇上諸姉の教科指導の參考書としてば全能を果たし且又文檢受験者にとりては根本的の善知識として眞髓を把握し得べしと信す必携を乞ふ。

文學士 青木誠四郎譯

新

保育學校實際研究

全一冊洋綴 定價八拾錢 最近ニューヨークに於てその實際を實驗研究せる結果であつて幼小の教育にあたられる教師保母諸氏へすむ。

文學士 上野陽一著

十

兒童精神檢査法指針

全一冊洋綴 定價貳圓七拾錢 精神能力の發達の程度を測定する方を示し、知力程度の診斷する方法を説き其結果を始末する仕方を明にした。

發行所 東京市牛町九丁目 中野區 文館書店 電話 振替 東京 三三三番 八三三番 四三三番 七三三番 番

賜本誌每號皇族殿下覽

大學生習雜誌

學習指導研究會編輯

東京兩高等師範學校
廣島高等師範學校
奈良女子高等師範學校
府立中學校・女學校

各教官諸先生が毎
號執筆さ
れます。

—(毎月一回一日發行)—
趣味と學習を兼ねた雜誌!
あなたを優等生にする雜誌!
全國小學生間大評判雜誌!

男子幼稚園

◎特に四歳以上の男生の友として編まれたもの、初めて理想の學習雜誌を見たところ評さる(定價卅錢)

男子一年生

◎一年生の人には全部お読み下さい、學校といふものゝ理解させ好にさせ天分を助長さす良雜誌(定價卅五錢)

男子二年生

◎學課に彩色繪に讀物に光彩陸離。時間の經つのも忘れる。本誌讀者は全優等生。(定價卅五錢)

男子五年生

◎初等教育界の權威者が全部執筆せる好雜誌他にありや、難解の學課も直ちに氷解さる。(定價四十錢)

女子幼稚園

◎男子幼稚園と同じく四歳以上の女生の友、切抜貼込理科算術算術算術の稽古等兒童の好同伴(定價卅錢)

女子一年生

◎群小雜誌と選を異にし飽く迄も學習に主眼を置き自然に成績を優良ならしめる兒童の友(定價卅五錢)

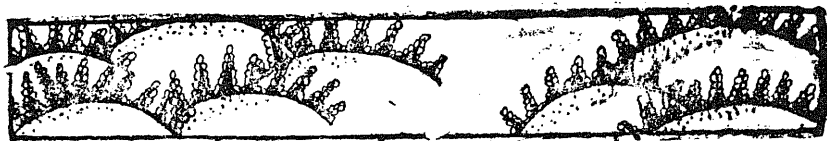
女子四年生

◎その人を見んとせばその讀む本を見よ一本誌の如き天下第一の良雜誌の讀者は模範生と仰がる(定價卅五錢)

女子六年生

◎引續き本誌を愛讀せば中學校女學校の入學試験も少しも恐しい事はない、諸君の救ひの神(定價四十錢)

發行所 東京市神保町六番地 小學生館 振替 東京一四五一番 大阪一五〇〇番 京都一五〇〇番 西宮一五〇〇番



育教の兒幼輯編會協園稚幼本日

會長

東京女子高等師範學校長

吉岡郷甫

主幹

東京女子高等師範學校教授

堀七藏

贊助員

東京高師教授

巖谷秀雄

東洋大學教授

高島平三郎

東京帝大醫科講師

醫博

乙竹岩造

東京府女子師範學校長

龍山義亮

東京高師教授

文博

太田孝之

帝國教育會理事

野口援太郎

慶應大學教授

醫博

唐澤光德

松江高等學校長

乘杉嘉壽

東洋幼稚園長

文博

岸邊福雄

京都帝大教授

野上俊夫

早蕨幼稚園長

文博

久留島武彦

東京女子高師教授

倉橋惣三

帝國教育會會長

文博

澤柳政太郎

東京女子高師教授

松村武雄

東京高師教授

文博

佐々木秀一

東京帝大教授

松本亦太郎

東京女子高師教授

文博

下田次郎

東京帝大教授

榎山榮次

東京女子高師教授

文博

菅原教造

奈良女子高師校長

三田谷啓

醫、文博

富士川游

奈良女高師附屬幼稚園主事

川正雄

東京市學務課長

文博

藤井利譽

東京高等學校長

湯原元一

東京女子高師講師

文博

福士末之助

東京帝大教授

吉田熊次

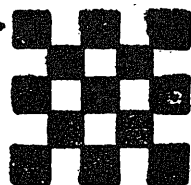
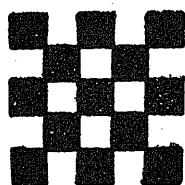
文博

谷本富

女子大學長

安井哲子



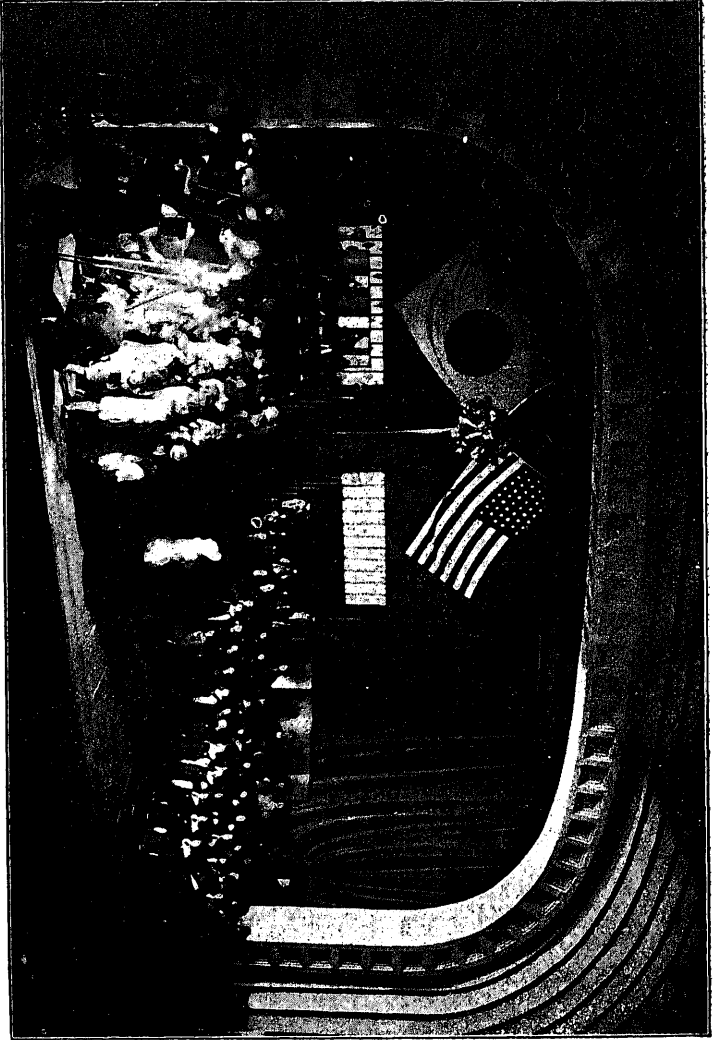


號 三 第 育 教 の 兒 幼 卷 七 十 二 第

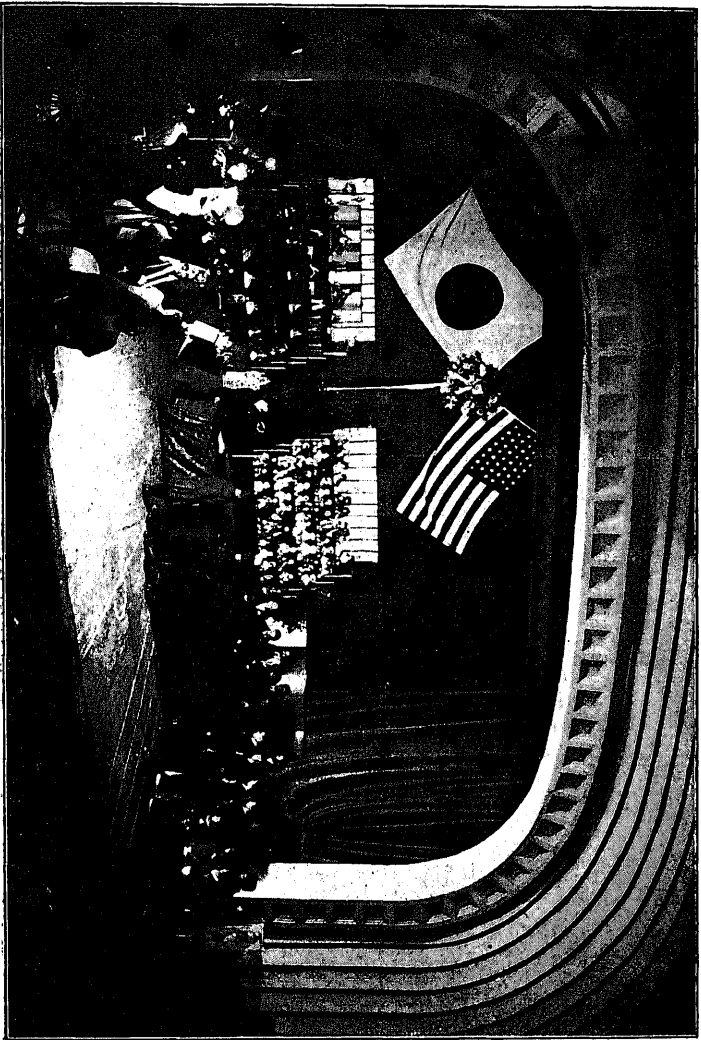
—(次 目)—

口 繪	アメリカ人形歡迎會	野口 援太郎	二頁
幼稚園保姆の恩給について			
子供時代に於ける境遇と受けし教育			
我國幼稚園の生長	柿谷華王子		二四頁
一、我國に於ける幼稚園の發達	森岡常藏		一八頁
二、幼稚園創立の當時	氏原銀子		三三頁
三、幼稚園の懷舊を辿りて	望月くに子		三六頁
觀察の地方色 (三)			
冬季に於ける觀察科	大分幼稚園		四二頁
各期に於ける幼兒の觀察について			
熱帶地冬期に於ける觀察實施草案	富田八千穂		四三頁
冬季に於ける觀察計畫	下野江まつ		五二頁
北海道の冬	静岡幼稚園		五頁
冬の觀察	塚本 秋		五頁
觀察の一日	佐藤滿壽		五頁
お遊戯、人形	松若幼稚園		五頁
雜 錄	土川五郎		六四頁
			六七頁





かわいいかわいい人形さん
あなたをみんなでお迎えます



人形を御覧になる宮様方



號三第 育教の兒幼 卷七十二第

月三年二和昭

- 一、教育で家庭教育位重要なものはありません。家庭教育の良否は實に人一生を支配し國家の發展を左右するのであります。最近の學術は益々家庭教育の重大なる使命を立證し近時の社會現象は善良なる家庭教育の必要を痛感せしめてゐます。
- 一、家庭教育の短を補ひ幼兒の心身を充分に發達せしめ將來受くべき學校教育の基礎を築くものは幼稚園教育であります。幼稚園教育の重視すべきことは天下一人も異議がないのであります。
- 一、幼兒の教育は本邦唯一の幼稚園教育に關する發表機關であります。而してまた本邦唯一の家庭教育雜誌であります。
- 一、幼兒の教育は幼兒の教育、即ち家庭に於ける教育と幼稚園に於ける教育、更に小學校初學年教育に關する事項は綯大となく網羅し、以て家庭教育の向上を計り、幼稚園教育の進歩發展を期する大抱負をもつて恣れたもので有ります。

幼稚園保姆の恩給について

野口 援太郎

昨年四月の幼稚園令發布は、我々幼児教育者に取りては誠に此の上もない福音でありました。これからの後の保姆は尋常本科正教員の資格を與へられ、判任官の待遇を受くるので、當然恩給を受くるの権利が発生するのであります。がそれ以前の勤務年數に對しては、恩給法第九十九條第二項下段の規定が存在する限り、何としても認められないことになるのであります。そこで我々は何とかして昨年四月までの勤務を有效ならしめたいと思つて居りました。丁度昨年六月十九日から三日間全國幼稚園大會を開いた際に、東京府保育會から、「保姆の恩給年功加俸に關する件」と云ふ問題が提出せられましたのを機會に、この重要問題について研究協議を重ねました結果は、次ぎの如き決議が出來たのであります。

第一項、此の種の保姆の恩給受得の權利を適當なる年數だけ以前に溯らしめ得る勅令を制定せられたること。若し前條の勅令制定が不可能な場合には、其の功勞の顯著なるもの限り、當該幼稚園設立者に於て該保姆の受得すべき一時恩給の額に相當する勤勞給與を、當該設立者より支給すべきこ

との訓令、若くは通牒を發すること。

第二項（年功加俸に關する事項なれば省略）

右二項の實現の方法は總て之を全國聯合保育會に委託すること。

全國聯合保育會は、右實現の一手段として、此の種の保姆の經歷、年齢、人員等を調査すること。（附言人員は文部省で調査済みであります。別に調査する必要を認めませんので其の儘に致して置きます。）

各幼稚園は之に對して十分の援助を與ふること。

實はこの決議をなす前に、我々は屢々恩給局に行つて、恩給法第九十九條の撤廢を交渉したけれども、文部省との關係上、中々その廢棄が思ふ様に行かなかつたので、遂に決議第一項の如く幼稚園令の發布後の保姆にして、以前から永らく勤續せられて居る方々の爲には、丁度小學校教員の恩給令が始めて定められた時と同様に、以前に溯つてこれを通算すると云ふ勅令を出して貰ふことが、最も早道であらうと云ふことになつたのであります。それでこの第一項の決議が生れた譯であります。

然るにこの決議は幼稚園大會の終了後、文部大臣にも、普通學務局長にも、面接してこれを陳述し、その實現に盡力せられたきことを依頼して置いたのであります。

固よりこんなことが、そんなに早く實現する筈はないのでありますが、こちらとしては、なるべく早くこの決議の趣旨の實現を見たいと思ふ所から、爾來このことに關して五回ほど聯合保育會の委員達の集會を願ひました。その第一回は大正十五年の七月二日であります。この結果として、委員數名は文部省を訪問して實現方を懇請致しました。次ぎには同年十二月十五日で、此の會に於ては、或は決議通りの實現は困難かも知れないから、恩給法に最も委しい人を招いて、その意見を聴取し、然る後、最良の策を講じようと云ふことになりました。こえて昭和二年二月一日三たび會合しました。此の時には「小學校教員恩給法」の著者門田重雄氏に來會を求めて、色々と御意見を伺つた結果、どうしても九十九條の撤廢の外はないと云ふことが明かになりました。之れは保母の恩給受得の權利を以前に溯ると云ふことは、資格が異つて居るから、—換言すれば、幼稚園令發布以前の保母は判任待遇でないから、—小學校教員の恩給を定められた時のように、何等の條件なしに、以前に溯つて恩給を受ける權利を受得することは、理論上、無理だと云ふことが明かになりました。それでどうしても九十九條の撤廢の運動をすると云ふことに決定しました。それにはこれまで度々文部省や恩給局に事情を述べて、同條の撤廢を願つたけれども、それが成功しない所から考へて、今度は議會運動によるの外はない。さうすれば代議士の力を借りなければならぬ。そこで二月十二日に聯合保育會の山榊代議士の出席を乞ひ、第四回目の委員會を開きました。山榊代議士は同夜出席せられて居た門田氏の意見を十分に聴取せられ、此の上は

衆議院から法律の改正案を提出しようと言ふことを發案せられました。これには皆大に喜んで同意致しました。それには各政黨から一二名宛の代議士の出席を請ひ、事情を述べて、各政黨一致して改正法律案を提出して貰ふことに決して、其の夜は散會致しました。

三

一方我々共は同じ改正法律案を提出するならば、教育職員として必要な條項を盡く提出しようと言ふので、左記の如き案を作成致しました。これは門田氏に立案して頂いたのです。

恩給法改正法案

恩給法中改正ノ件

恩給法中左ノ通り改正ス

- 一、第五十八條第一項第一號但書中『教育職員トシテ恩給ヲ受クル者再ヒ教育職員トシテ就職スルトキハ、再就職シテ受クル、現時ノ俸給ト普通恩給トヲ合シタル金額、退職當時ノ俸給額ヲ超過スルトキハ其ノ差額ニ限り支給ヲ停止ス』ヲ追加ス
- 二、第六十二條第三項中『小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員』ノ下ニ『若ハ府縣市師範學校訓導府縣視學又ハ從來ノ郡視學』ヲ加フ

三、第九十九條 削 除

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

參 照

第五十八條 普通恩給ハ之ヲ受クル者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ間之ヲ停止ス

- 一、公務員又ハ第四十二條第一項第一號ニ規定スル宮内職員トシテ就職スルトキハ就職ノ月ノ翌月ヨリ退職ノ月迄但シ實在職期間一月未満ナルトキ、軍人以外ノ公務員トシテ恩給ヲ受クル者陸軍若ハ海軍ノ兵卒トシテ就職スルトキ又ハ準士官以下ノ軍人若ハ準軍人トシテ恩給ヲ受クルモノ軍人以外ノ公務員トシテ就職スルトキハ此ノ限りニ在ラス。

第六十二條 第三項

前項ノ場合ニ於テ其ノ在職年中ニ小學校實業補習學校、幼稚園又ハ盲啞學校其ノ他ノ小學校ニ類スル各種學校ノ教育職員トシテ勤続在職年十五年以上ノモノヲ含ムトキハ其ノ勤続在職年中十五年ヲ控除シタル残りノ勤続在職年一年ニ付退職當時ノ俸給年額ノ百五十分ノ一ノ割合ヲ以テ之ニ加給ス

第九十九條 第五十八條ノ規定ハ教育職員及教官其他教育事務ニ従事スル文官ニ付テハ當分ノ内之ヲ適用セス其ノ退職料又ハ恩給ノ停止ハ仍従前ノ例ニ依ル但シ教育職員及教官其ノ他ノ教育事務ニ従事スル文官學習院ノ職員ト爲リタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ規定ノ施行セラル、期間内ニ屬スル教育職員ノ在職年ト教官其ノ他教育事務ニ従事スル文官以外ノ公務員ノ在職年トハ五ニ之ヲ通算セス仍従前ノ例ニ依ル教育職員ノ在職年ト第四十二條第一項各號ニ掲グル在職年トノ間ニ付亦同シ學習院ノ職員トシテノ在職年ニ付テハ此ノ限ニ在ラス。以下省略

そして一方各政黨の代議士に書面を發送して、來二月十五日、衆議院内の燕樂軒に集つて貰ふことを

頼んで置きました。そして山榊代議士は一恩給局や、文部當局と會見し、兩者の意志のある所を確めることを受合つて下さいました。

四

愈々二月十五日となりました。倉橋氏と私とそれに門田氏と三人で衆議院に出かけました。代議士側は山榊氏の盡力で、政友會からは加藤知正氏、政友本黨からは藏園三四郎氏、新正クラブからは増田義一氏、それに憲政會の山榊氏を加へて各政黨から一名づゝ御出でを願つた譯です。實業同志會からは、古林（喜代太）代議士が御出席になる筈でしたが、病氣の爲にそれが出来なかつたのは遺憾でありました。

席が整ふて後、私は御苦勞を願つた趣旨を簡單にお話申上げて後、前に掲げた法律の改正案を呈し、門田氏からその内容について詳細に説明せられました。これに對して山榊代議士は恩給局を訪問せられた時の同局の意見を、左の如く語られました。

恩給局では、右改正案の第一項の所謂差額停止の問題は同意し兼ねる。なるほど教育職員としては、恩給法制定以前からの既得權ではあるが、若しこれを承認することゝなれば、巡查もこれと同様のことにしなければ、釣合が取れない。第二項も亦不同意である。何となれば、師範學校訓導はとにかくとして、縣・郡視學は名譽ある吏員なれば、勤績と見做すことは到底出来ない。但第九十九條の二項

の下段にある、第四十二條第一項各號に掲ぐる云々（註、これは保母の恩給に取りては最も大切な條項で、その第一項の中、第四號には、「准教育職員引續き教育職員と爲りたるときは、教育職員の就職に接續する其の勤續年月數の二分の一に相當する年月數」を、在職年に通算すると云ふ規定であります。）の所は、文部省の同意さへあれば削除しても宜しい。

と云ふことであります。

以上の説明で出席の各代議士諸君は、若し改正法律案を提出して、政府が同意しなかつた場合には何の役にも立たないから、むしろ一步々攻めて行くと云ふ方針で、本年は先づ准教育職員の勤續を認むると云ふ意味を以て、第九十九條第二項の下段を削除する案だけを提出する方が、賢明なやり方かも知れない。しかし又全體を議決して置けば、次ぎの恩給法改正の際にも、大に參考ともなるから、全く無駄でもない。何れにしても猶各派から委員を出して研究した上、何れかを取ることによつたと云ふことになつて散會致しました。

以上の如き經過を以つて恩給法改正の運動は進展しつゝあるのであります。何れこの議會には遠からぬ中に、改正法律案が何等かの形式を以て、提出せられることゝ存じます。猶、右の改正法律案が、衆議院を通過すれば、貴族院の方は、澤柳帝國教育會長の周旋によりて、何等かの運動をなすように考へて居ます。因に、聯合保育會の方で作製した恩給法改正法律案の理由書を、御參考の爲に、左に掲げて

置きます。これを熟讀下さいませれば、教育職員に關する恩給法改正の要點はスツカリお分りになると存じます。尤もこの理由書は前掲の改正案と共に、門田氏の立案に成つたものであります。我々は深く同氏の厚意に感謝致します。

五

恩給法改正案理由書

一、第五十八條に教育職員としての普通恩給を受くるもの、再び教職員として就職したる場合は恩給はこれを差額停止するものとの規程を設くるの件。

イ、現行恩給法に於ては同法第九十九條削除の結果は教育職員としての普通恩給を受くるものが再就職したるときは普通恩給は全額停止となる、然るときは舊退隱料法以來（明治四十年）長年月の間教育職員にのみ與へられた、恩給法上の利益（期待權）を毀損することとなる、從來貧弱なる町村が恩給受給なる優良教員を低俸給に雇ひ得たるものが、今後不可能となり、延いては町村財政にも多大の影響を及ぼすものである、依て従前通り教育職員の恩給は差額停止を必要とするものなれば第五十八條にこれが規程を設くる要がある。

ロ、現行恩給法は從來の官吏恩給法、軍人恩給法、市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料法等を整理統一したるものであるが、併し其の規程内容に於て恩給法上の利益を各種公務員と同一とな

し得なかつたことは勿論である。既得權乃至は期待權はどこまでも尊重した立法である。

これを例へば普通恩給の基礎在職等に於ても、從來の法規を其のまま踏襲した、即ち舊法に於ける巡查看守新法の所謂警察監獄職員は十年、軍人が十一年、文官教育職員が十五年、何等の變りなく、尙又公務員の國庫分納金についても、内地町村立小學校教員は納金義務がないが、殖民地の小學校教員中等教員はあり、文官はあつて軍人はないのである、これ等は其のところに區別する合理的の理由があるのでなくて、只舊法の其のままを踏襲したに過ぎない。

斯の如く現行恩給法が既得權期待權を尊重するものなれば、學校職員の差額停止のことも明治四十年又は四十一年以來（注一）學校職員の恩給法上認められた利益であるから、これを今更褫奪するの理由はないのである。

へ、在職年の通算關係に於て、他の公務員と同一になつた以上は再就職の場合の恩給停止も、他の公務員と同様に金額停止すべきであつて、これを教育職員ひとり、差額停止せよとは他の公務員との權衡を失すゝものであると、一見考へられ得るも、思ひを教育の愛情にいたせば然らざる所由も自ら明らかとなるのである、蓋し世に公平、平等が強張せられつゝある今日特權階級をつくらざるやうにすることは立法者の特に注意せねばならぬことであらう。然し公平、平等といふことは物の同一を意味するものではないことにも又深く注意せねばならぬ。

故にすべての場合に各種公務員を同一にせねば、公平權衡を失するものであるといふことはいひ得ない、教育職員として特殊の事情の存するものには、この特殊の事情に適合した規定を設けることが立法上當然のことである、従つて學校教員の再就職の如く他の公務員の其れと比較して、再就職を必要とする場合の多きこと又再就職の俸給額の比較的低俸給たること等の事情のあることには特殊の取扱ひをなすことも宛ち權衡するとは謂はれまい。

二、第六十二條第三項に府縣市師範學校訓導、府縣視學、從來の郡視學等を加へて初等學校職員としての勤續在職年に對する再加給を受くる機會を多く與へることの件。

イ、從來の市町立小學校教員退隱料及び遺族扶助料法では、初等學校に十五年以上勤續在職したものが再び就職したときは、再在職年はこれと勤續在職年と看做され、且つ府縣郡視學の在職をも勤續在職年に通算されたのである。

然るに現行法に於ては、これを勤續在職年と認めないことは勿論、初等又は中等學校職員としての勤續再加給率の附せられる勤續在職年は、いたつて狹義に規定せられてゐる、従つて初等中等學校職員の恩給法上の唯一特權たる勤續再加給の利益を受くる機會は、いたつて制限せられてゐるのである。特に從來の法規に於て認められた府縣郡視學の在職年を除外することは既得權の侵害であつて許さるべからざることである。

遠にこれが救済をなすと同時に師範學校の訓導は今日に於ては、市町立小學校訓導と何等區別さるべき理由が存せぬので、これも加ふる要があるのである。

三、第九十九條 削除の件

イ、恩給制度改善に關する原案を見るに、現行法第九十九條に關しては何等詮議せられてゐないやうであるが、これは最早何等議論なく削除に決定してゐるといふなれば、いざ知らず、然らざる限り吾人は茲に恩給法自體から考へても亦受給者たる教育職員の立場から見ても一日も早く削除すべき規定であることを確信するものである。

ロ、蓋し大正十二年の恩給法の大改正は恩給率の増加と法規の整理統一とが改正の二大眼目であつたことは、當時政府の聲明するところである、かく法規の統一整理を改正の主眼としながら附則第九十九條の天側規定を設けし教員職員の恩給を列外に置いたことは吾人の意に解すること能はざる點である。

これ恩給法それ自體の破壊でなくて何であらう。換言すれば第九十九條は恩給の自殺規定であるといつても過言ではあるまい。改正法實施の今後に於ても尙、普通恩給の併給公務員各職間の在職年の不通算、且つは準教育職員の在職年不通算といふが如きことの存置することは、恩給法改正の趣旨に悖るものではなからうか。

ハ、次に受給者たる教育職員から第九十九條を考察すれば、改正恩給法が各種公務員の相互間の在職年の通算を認める原則に立つたがため、文官、軍人、警察監獄職員、待遇職員等の通算に於て不尠これが利益を受けてゐるにも拘らず、獨り學校職員のみが、從來と異なることなく依然として僅かに教育文官とのみしか通算が認められぬことは、普通恩給を受くる機會を奪ひ、恩給法上の利益著しく毀損せられるものである、不權衡も甚だしいものと謂はねばなるまい。この不權衡からして社會的悲劇が演ぜられてゐることも耳にするのである。(注三)

ニ、且つ又改正恩給法の第四十二條の規定を設けて、新に準公務員の在職として、公務員の在職年に(一定條件のもとに)通算することになつた、然るに第九十九條の規定のため準教育職員の在職年のみが通算されないことは、獨り他の準公務員との權衡を失するといふだけでなく、由々敷き社會問題ではなからうか。

蓋し準教育職員は他の準文官、準軍人と異なつて其の員數に於ても且つ又其の大多數は在職年中資格を得て引き續き教育職員となるのである。此の如くその在職年數に於て比較的多數長期に亘るものである(注四)

猶ほ一步進んで考へて見るに雇員、傭人の在職年すらも公務員の在職年に通算して然るべきであるとの訴ある今日其の職務に於て教育職員と大差なき準教育職員の在職年を恩給法上無價値のものとするは、恩給制度の精神に反するもので準教育職員に對して餘りに殘酷の仕打ちではなからうか。以上

子供時代に於ける境遇と受ける教育

柿谷華王子

「子供の時代に於ける境遇と受ける教育」これは人生一生の幸不幸を定める大問題であり、且つ將來の生活を左右する大きな原因をもつものであります。中には青年期に入つて過去に於ける不運な境遇を悟り、自己の強い意志に依つて奮闘を以つて闇より、明かるみへ立つ人がありますが、斯様な人にしても決して自己からの意志のみでなく、いかに青年期に於て一變すると雖もやはり子供時代と言ふものが原因して、さう動かせるのであります。昔ばなしに其一例として適當な話があります。

或る村の各處に再々盜難が起り、村民が大變に

脅され、警察の大活動となりました、そして幾日目にやつと犯人が捕はれ、大罪を犯かしたと云ふので死刑を宣告され其犯人が村の目抜き場所の高い臺の上に晒されました。多數の村民は其犯人を見んものと周圍に黒山を築きました。驚いたのは村民です其の犯人は意外にも村の若者の一人で、眼に涙を浮べて立つてゐるのです。集る人は驚きのあまり口々に色々とさゝやき合つてゐました、其の有様を見てゐた若者は何を思つたものか急に係官へ「あの集る人の中に私の母親が參つて居ります。お願ひですから一言母へ言ひ残し度いことがありますからどうぞ面接させて下さい」と

頼みました、同情の持った係官は早速承知して母を若者の許に連れてまゐりました。集る人にはそれを眺めて一種愛情の感に打たれてゐました、ところが若者は母の耳もとに自分の口をあてたかと思ふと、一言も口を利かないで無言の儘母の耳を噛み切り、再び臺の上に立つて大變な昂奮の色の下に自分の犯かした罪の今日までの事情を集る人達に告白しました。

私の父は私の幼い時になくなりまして、貧しい家庭で母の手に育ちました。今更母を恨むのではありませんが、私が小學校へ通ふ頃のことでありました。家が貧しい爲にはしいものも思ふ様に買って貰へない爲に遂ひ友達を持つものに目がうつり、子供ながらに悪いことゝは知りつゝも無斷にて友達のを盗み取りました、そして母に見付かつては一大事と密かに遊んで居りましたが、折悪しく數日後に其盗んだものを母に見付けられまし

た、私は大變なことになつた、キツト強く叱りを受けるものと覺悟して居りました。ところが意外にも母はニツコリ笑を浮べて少しも叱責を加へないで無事にこと濟みました、それからと云ふものは悪い事に味を覺へ何の心配も持たないで平氣で悪い事を行ひつゝトウ／＼それが今日までに及ぶ習慣となり皆様にまで大變な御迷惑をおかけしました、もし母が私の最初の悪い行を犯かした時相當の注意をして呉れて居りましたらこんななまでに大罪を犯かさなかつたかと思ひます。私の母はほんとうの愛を持つて私を育て、呉れたのでせうか、私は誠に悲しく思ひます。若しこの皆様の中にお子様をお持ちの方が入らつしやるならば、どうぞお子達の爲に間違つた愛にはしらない様に十分にお注意をしてあげて下さい、これが私の最後のお願ひで御座います」と聲を震はせて最後の刑に服しました。

この話は最も強く子供時代の教育を物語つて居ります、又このほかに實話として、次ぎの様な話があります。

不品行の爲本妻を追ひ出して、他の女を家に入れた父を持つ子供が隣の家へ自分を慕うて來た實の母親に逢ひたさに外へ出んとすると、繼母に見付けられ大變な壓制のもとに家へ引き入れられました。すると子供は只母に逢いたい一念から、裏口へ走りました。家の裏は茨の生垣でしげつてゐます。子供は何んとかして外へ出たいものと智慧をはしらせてゐます、と其瞬間傍に掛けてあつた鎌が眼に映りました。子供は無中になつて鎌で生垣を掻き破り目的を全うしました。其後其子供は廣く父の不品行が原因して種々不幸な生活に落ち入り、果ては無免許で醫者を開業し多數の人に迷惑をかけたり、恐ろしい殺人まで犯かしました。つまり殺人の原因は子供時代にしひたげられた生

活を送り度々突作に働く恐ろしい頭の作用がかくしたのであります。これは極めて簡單に記したのですが可成り複雑な物語りで、參考資料として相當興味を持つたものであります。今一つ實話にやまつた教育が原因した恐ろしい一例があります。

大變浪華節に興味を持つた、一人の中學生が兩親から馬鹿なものに興味を持つといふので日々やかましく反對を受けました、在學中は仕方がなく兩親に服従してゐましたが學校を終へると愈強い決心を以て家をとび出し、或る浪華節師匠について學びやつと一本立が出来る様になり、一人の三味線彈きを伴れて各地田舎廻りの巡回興業をやりました、ところが餘り世間の事情を知らない爲に失敗に失敗を重ねて旅費もなく其の日の喰べ物にも困ると云ふ有様で、或る峠を空腹をかへて通つてゐますと、小さやかな一軒の茶店が見つかり

ました、見ると其茶店は老夫婦ぎりの淋しい店でありました。二人の旅藝人は空腹と疲労の餘り一夜の宿を乞ひました、そして二人が一室に枕を並べて寝んで居りますと夜のふけた頃二人の老夫婦は蓄金の勘定をはじめました。これを眺めた床の中の二人はフイツと悪い心が起きてよくないことをひそ／＼と話合ひました。そして眞夜中頃老夫婦の寝込みを窺つて首を絞め有金を全部盗み取つて逃げのびました。そして中學校を出た方が主犯者として死刑となりました。もし此の人が中學校在學中に両親が今少し本人に同情をもつて何んとか考へ只壓迫のみを加へないで本人の趣味の轉換をはかる様努力するか、又は浪華節趣味に對し適當の指導をすれば大罪を犯かす迄にはならなかつたと思ひます、寧ろ浪華節の大家となつて居つたかも知れません。

第一及び第三の例は主として家庭の教育が原因

し、第二の例は主として境遇が原因して居ります。現在の世の中には斯様な原因の下に不幸な生活を送る人、又は大罪を犯かして刑に惱んで居る人が多數にあること、思ひます。斯様なことを考へると子供時代の最も大切なことを痛切に感じ又人生將來の幸不幸を定める出發點の様に思はれます。自己意識によつて善惡を區別することも最も必要なことでありますが「知らず／＼動いて行く心、知らず／＼に行ふ習慣」と言ふことは實に恐ろしい力であることを感じます、理窟に依つて善惡を區別させる様な教育は時代錯誤です。どうしても子供の周圍、境遇と云ふことに重きを置いて善導にとつとめなければなりません。近頃相當教育ある人が大罪を犯かすのは珍らしくありませんが、何が原因してゐるのでせう「子供の時代に於ける境遇と受ける教育」と言ふことが大部分の原因ではないでせうか、これは子供の教育としてお互ひに深く研究しなければならぬ大きい問題と思ひます。(完)

我國幼稚園の生長

我が國に於ける幼稚園の發達

督學官 森 岡 常 藏

左の一編は「教育學術界」十月號に掲載されてある、森岡文部省督學官の「幼稚園の發達と改正幼稚園令の精神」の中の一部であります。幼稚園發達史研究のため、今までにない極めて大切のものであります。本號を幼稚園史中心として編輯しました關係上特に森岡氏の御快諾を得て轉載させて頂きました。(編者)

幼稚園に關する規程は、明治三十三年以來小學校に關する法令の中に現はれて居りました。即ち小學校の法令の中に宿借りをして居たことが約三十年も續いたのであります。今回漸く獨立の規程となりましたことは國家教育のために御同様非常に喜ばしく存する次第であります。只今私は幼稚園に關する規程に就いてごく粗雜にその沿革を述べましたが、更に溯つて調べてみると、明治五年の「學制」の中に既に幼稚園に關する規程の初があるとも考へられるのであります。若し明治五年から算へてみるならば、今回の幼稚園令制定まで五十年の歳月を經過して居るわけでありました。

何故今日までも幼稚園の規程が、小學校令及び其の施行規則の中に宿借りをして居なければならなかつたと云ひますと、これまで幼稚園の發達が甚だ遅々として振はざる状態にあつたからであります。然るに、近年に至つて相當に發達し來つた上に、一般教育界が、幼稚園の必要を認めるやうになりましたから、こゝに獨立の規程として設けられるやうになつたのであります。規程制定の主なる原因は幼稚園をそれ自身の發達の結果であると考へて可いと思ひます。

序ながら申しますが、盲啞の教育に關する法令も以前は幼稚園のと同様に小學校令、小學校令施行規則の中に宿借りをして居つたのであります。然るに其の後に於ける同教育發達の場合に顧み、大正十二年に至つて盲學校及聾啞學校令として獨立の規程を設けたのであります。幼稚園が今回獨立の法令となつたのも、盲啞の教育と同様に、その發達の結果に照らし當然の地位が與へられたわけで、畢竟我が教育界の進歩を物語るものでありまして實に慶賀すべきことと申さねばなりません。

今私は暫く我國に於ける幼稚園發達の跡を回想しようと思ひます。私は嘗て、國民教育獎勵會の編纂の「教育五十年史」の中で大體幼稚園の發達のことを書いて置きましたが、今日はそれに略した事をも多少加へてお話ししたいと思ひます。

前にも申しましたやうに、明治五年の學制の中のその第二十二章に、幼稚小學といふものが定められてあります。それには、「幼稚小學は男女の子弟六歲迄のもの小學に入る前の端緒を教ふるなり。」と云

ふ説明がしてあります。これが我が國に於ける幼稚園法規の最初のものとして解釋されます。實は學制には幼稚園小學に就いて前述の規定の外、少しも其の内容を説明してゐないから、精密には分らぬが、今この幼稚園小學と書いた字面の上から考へると、これが今日謂ふ所の幼稚園と實體に於て同じものであつたかどうかは多少の疑問があります。幼稚園は、フレーベル氏の創設にかゝるキンデルガルテンであります。幼稚園小學はその字面から見て寧ろイギリスなどにありましたインファントスクール Infant school に該當するものとして規定されたのではないかと思はれるのであります。インファントスクールは幼稚園よりは稍小學校に近い所があつて、純粹な幼稚園とは違ふものでありますけれども、大體から見て幼稚園に近いものと云つても可いのでせう。故に幼稚園小學はインファントスクールに當るものにして、亦我が國に於ける幼稚園の魁と解釋して、大きな間違ひはないのでありませう。しかしながら、その幼稚園小學の實體が如何なるものであつたか十分分らぬのであります。そして又、この規定はありましたけれども、當時何れの處にも實施されるに至らなかつたのであります。

眞の意味に於ける幼稚園の最初のもの、明治九年に東京女子師範學校（今の東京女高師）の附屬として開設せられたものであります。しかしこれも精しく穿鑿して見ますと、その前年即ち明治八年に既に京都に於て幼稚園と略々同じものが設けられて居るのであります。即ち當時の第三十區小學校（柳池小學校）の校舎の一部を幼児保育場の用に充て、之を「幼児遊嬉場」と名づけたのであります。それが

明治八年十二月のことであつて、粗末ながらもその内容から見て今日の幼稚園に近いものであります。その概則の中に

側に聞五州中文運隆盛を以て稱せらるる日耳曼地方には大小鬘の外數所の遊嬉場ありて學齡未滿の稚兒を遊嬉娛樂の中に於て發明の能力を誘導し他年就學の基を立て女師をして之を教育せしむと其の方法の善良なる未悉さすと雖も洵羨思する所なり(下略)

右整齊にあらずと雖も群兒の街頭に飄遊し鄙野の惡弊を被むるなく所謂遊嬉中に於て英才を養ひ庶幾くは他日勉學の基とならんか(下略)

とあります。そこで實施した仕事と云ふのは、色々な玩具を用ひ、殊に立方形小片木數百個を持たせたり、平方形の小木牌に草木禽獸等の繪を書いたもの數百個をもたせたり、或は賢人名媛の行跡の繪を書いた本、又色々の品物の形を知るべき繪本數十冊を用ふる等であります。極めて粗末なものであつたにしても、先づ幼稚園と略々同種類の仕事を此處で始めたものと考へて宜しいのであります。

元來、維新後當初の状態を見ますと、事實に於て京都の方が東京よりも何事も一歩早く始められて居るやうであります。維新後の、新しい意味の小學校を設けたなども、京都の方が東京より一年前であります。これまで京都は帝都であつた爲に、萬事京都の方が進んで居たのでありませう。右の幼兒遊嬉場は明治十一年の頃には廢滅に歸して居ります。

さて、今度は眞の幼稚園に就いてお話するのでありますが、前にも云ひましたやうに、明治九年、東京女子師範學校の附屬として設けられたのであります。明治八年の九月十五日、文部省から其の布達があり、翌九年六月一日に至つて愈土木の業を起し、同年の十一月六日に其の功を竣へ同十六日に開園式が擧げられました。

所でこゝに此幼稚園を設立するに至るまでの經過を調べて見ますと面白い事實があるのであります。之に關する文書は先年の大震災火災に依つて焼けて仕舞つたのでありますが、幸私が寫して置いたものでお話することが出来るのであります。その文書によりますと、「幼稚園開設の儀」と云ふことに就きました、當時の文部大輔田中不二麿氏の名を以て、太政大臣三條實美公に宛て、明治八年七月七日、幼稚園開設の儀の伺を立て、居られます。

方今小學校の設立漸に加里學齡子女就學の途相開け、授業の方法稍端緒に就き候得共獨學齡未滿の幼穉に至ては誘導之方其宜を得ざるか如く教育の本旨に副はず頗る缺典と存候因ては這回東京女子師範學校内に於て幼稚園を創置し茲に幼穉の子女凡百人を入れ看護扶育以て異日就學の階梯と致度尤右費用は當省定額金を以措辨可致候條別段仰裁可候也。

といふ伺の文面であります。之に對して八月二日附で「伺之趣難聞届候事」と云ふ指令が下つて居る。さうしますと文部省では、更に「再應伺」を八月二十五日に太政官に出して居ります。

本年七月七日附を以幼稚園開設之儀相伺候處同八月二日附を以伺之趣難聞届候段御指令相成然る處右幼稚園之儀は兒輩の爲め良教師をして専ら扶育誘導せしめ遊戯中不知不知就學の階梯に就かしむるものにして教育の基礎全く茲に立つべく逐次學事擴張の際先づ於當省實地此の雛形を設け漸々其方法に因らしめんことを欲する旨趣にして即今不可缺之急務速に施設相成度尤女子師範學校内建家兼用致し當分之内費用等該校補助金を以辨償可致候條開設之儀御允許相成度此段更に相伺候也。

再應伺では幼稚園の必要缺くべからざる理由を細かに説いて、費用の方は女子師範學校の補助金で辨償し、女子師範の建築を利用するから許して貰ひたいと云ふ伺であります。之は、明治八年八月二十五日文部大輔田中不二麿の名を以て出したのであります。そうしますと今度は、九月十三日附を以て三條太政大臣から、「伺之趣聞届候事」と指令になつたのであります。文部省では愈々太政官の賛同を得ましたから、その十五日には早くも幼稚園設置を布達したのであります。この文書は恐ら他にはないもので、幼稚園沿革史上に大切なものと信じます。

そこで東京女子師範學校附屬幼稚園は愈々明治九年十一月十四日を以て、之が開設の事を布達し、獨逸人のクララ・チーテルマン女史と、今一人は同校訓導であつた豊田英雄女史を保姆とし、十一月六日を卜して開園式を行ひ、幼兒保育の事業を初めたのであります。

當時の幼稚園の狀況につきましては、第一高等學校の教授をして居られました故鹽谷時敏先生が當時

幼稚園を參觀されて、奇麗な漢文で書かれた參觀記があります。面白いものと思ひますから、次に其の全文を掲げます。

人性善乎、吾弗得而知也。人性惡乎、吾弗得而知也。孔子曰小成若天性、習慣成自然。習慣之於人也大矣。蓬生麻中不扶而直、沙在泥中不染而黑。此所以孟母有三遷之教、而弗列別氏有幼穉園之舉也。弗氏獨逸國人。嘗患童穉未能就學者、遊戲無方、漸成惡習。於是創幼穉園。其遊戲、設禮容、習歌詠、以豫爲就學之地。歐米諸邦、通邑大都無不有是設。與鄉校黨序、相爲表裏、以助教化。可謂盛矣。明治九年六月官新開園于湯島。地方若干弓、中央構石室。室外雜植花奔草木、以透通風氣。園東鄰師範學校與女子師範學校。鉅構巍然、三區相望。前臨神田川、南與駿臺對、洵寬敞爽塏之地矣。凡入園男女、三歲至六歲、限百五十名。置保姆二人助手三人以掌保育。其教之之法、分爲三科。曰物品、教日用器物及動植之名。曰美麗、彩繪丹青以怡其心目。曰知識、連環、三角木之類、撫玩以啓發智思。他至拜跪周旋・算數・唱歌・說話・體操・遊戲之法、無不悉備矣。余一日從有司後往觀焉。穉童少長、分爲三。群各數十人。弄毬者、排算者、畫板作人物鳥獸之形者、諷詠歌詞者、入室談話者、繩繩搖蕩者、皆熙々然娛樂。非復埋鬻竹馬之比也。夫嬰孩入園、稍長入小學、而中學、而大學、順次教之。天下雖欲有棄才得乎。弗氏之功於是乎偉矣。抑余又竊有所感焉。今我人口凡三千萬、童穉居其半。而其就學者蓋萬分之一。都下人口二百萬、童穉居其半。而就學者蓋百分之一。有就學者而得入此園者、蓋亦百萬

分之一。而況於五洲之廣人民之衆乎。嗚呼童穉之數無窮、而幼稚園之設有限。以有限之園教無窮之童穉。何怪天下有性惡之論乎哉。

詳しいことは略すとして、開園式舉行の當日入園の子供は七十五名でありましたが、學年末になると百五十八名となつて居ります。當日の科目は、鹽谷氏の文章にもあります様に、物品、美麗、知識の三科に分れて居つて、物品科と云ふのは、日用の器具、禽獸草木等の物を見せ名を教へるものであり、美麗科と云ふのは、綺麗な、子供の好きさうな彩色や繪畫の類を示して、美感を養ふものであり、知識科と云ふのは、所謂フレーベルの恩物即ち輪であるとか、木片であるとか云ふものを使ひ其の他剪纸、針畫、縫畫や計算、唱歌說話等に依つて知識を啓發して行かうとするものであります。後に至るとだん／＼變つて居りますが、この美麗科と云ふのは誠に面白いと思ひます。その後の發達を見ると、どうも理窟に偏したやうであります。此の頃は却つて子供の趣味を早くから養ふことに努めたのであります。

東京女子師範學校では、幼稚園を開きました後、文部省に報告を出しました。それに依りますと、開園以來ゼルマンの大家フレデリック・フレーベルの法則に準據して保育をやつて居るが、稍々その功績があるやうだから、今後之を進めて行きたいと云ふやうな趣意であります。それと同時に、幼稚園は愈々開いたが、保姆が適當でなければならぬから、保姆を養成したいと云ふことになつて、その旨を學

校から文部省に開申し、其の結果として明治十一年の六月幼稚園保姆練習科の規則が設けられることになりました。この時大阪府からは、府費を以て幼稚園保姆見習のために二人を入校させて居ります。先達ての全國幼稚園大會の記録を讀んで見ますと、膳マサさんが、大阪市に於ける幼稚園の沿革を話されて居りますが、その中に、西區の小學校の先生をして居つた小田と云ふ人と堀と云ふ人とが選拔されて一年間見習をするに云ふことで東京に來られた。當時はまだ汽車も出來てゐなかつた時代でありますから丁度今日西洋にでも行くやうな積りで東京に出られたと云ふ面白い話が載せてあります。右の様に小田さんと堀さんが府費を以て保姆見習として東京に來られたとありますが、私が嘗て大阪市史に依つて調べた所では木村末、氏原銀といふ二人が來られて、翌十二年五月に業を卒へて歸られたとあります。小田さん堀さんが木村さん氏原さん同一人であつて、或は結婚等の爲に姓を變へられたものかと思ひますが、この點は姑らく疑を存して置きます。ところが幼稚園保姆練習科は明治十三年七月に至つて廢止になつて居ります。何故かと云ふと、女子師範の生徒に是非保育の練習をさせ、卒業の上は小學の教員たるのみならず幼稚園の保姆としても適當ならしむるやう養成することが必要であるから、別に保姆練習科を設けなくても可いといふのであります。從來女子師範の本科生は、主として小學校の稽古をして居つたのでありますが、小學校と幼稚園とは聯絡のあるものであるから、本科生にも同時に保姆の練習をさせることにしたのであります。

所が、又後になつて殊に保母を養成することの必要を認めるに至り、東京女子高等師範學校に於て明治二十九年本校生徒以外に、再び保母養成の途を講ずることになりました。初めは保母練習科と云ひましたが、明治三十九年、保育實習科と改名し、其の後も引き續いてやつて居るやうであります。奈良の女子高等師範學校でも、大正九年以來保母養成科を置いて居ります。

かくの如くして、幼稚園は發達の端緒を開きましたが、當時は未だ盛になるに至らなかつたのであります。明治十五年十二月五日には、文部省は府縣の學務課長を招集して、當時文部卿代理として九鬼文部少輔が、教育上の施設について示諭されたのでありますが、その中に幼稚園のことにも論及し、かう云ふことを云はれて居ります。文部省直轄の幼稚園は、力めて園制の完全を期し、地方に設けるものの模範たらしめるために、頗る規模が大になつて居る。此の如き編制の幼稚園は大都會でなければ設け能はぬものであり、又富豪の子にあらざればこれに入る能はざるものと云ふ如き感をもたしむる嫌がある。併し幼稚園には別種のものがあつて、都鄙を論せず等しく之を設け、貧民、力役者等、父母として孩兒の養育をなす暇なき者の子を皆之に入れるべきであると云つて居られます。この思想は當時として餘程進んで居るものであります。で、「この種の幼稚園にありては、編制を簡易にし、唯幼兒を保育擁護するの保母を得て、平和に遊戯をなさしむれば即ち可なり。是尙群兒街頭にありて危険又は卑猥の遊戯をなす者に比すれば、大いに優る所あり。その父母も亦係累を免れ、生産を營むの便を得て、其の益蓋し少

小ならざるべきなり。」と説き、幼稚園の普及發達を希望すると云つて居られます。今回文部省が實施した改正幼稚園令の精神は既に明治十五年から存してゐたと見て可いのであります。

明治十六年の調査によりますと、當時官公私立の幼稚園の總數は僅かに十一、園兒の數も五百五十四人に過ぎないのであります。然るに別種の簡易なる幼稚園を設けよとの趣旨が稍々行き渡つた爲か或は自然の發達によつたのか、恐らく前者の力が多かつたと思ひますが、明治十八年には著しく殖えて、幼稚園が三十、園兒の數は千八百七十三人となつて居ります。

それから、東京女子高等師範學校では、從來の幼稚園の外に、明治二十五年七月四日、幼稚園分室と云ふものを設けて居ります。之は今日のお茶の水幼稚園第二部の初であらうと思ひます。當時の規則によりますと、定員は五十名、大きい者も小さい者も一緒に入れて、從來の幼稚園よりもずつと簡易なり方で、保育をすることにしたのであります。保育料は固より徴集しません。その分室は當時の幼稚園の門内にあつた供待場を改造したのであります。これは九鬼文部少輔の趣意によつて、研究のために此處に設けたものであらうと思ひます。今日ではそれが變つて、名前も本來のものを第一部といふに對して第二部といひ、その性質も變つて居ります。

それから、明治三十二年六月、幼稚園保育及設備規程と云ふものが出來、越えて三十三年小學校令が定められ同時に小學校令施行規則も公布になりました。而して施行規則の第九章に、前年定めた所の規

程を殆どそのまま割り込ませました。この三十三年の規程は比較的細かに出来てゐて、例へば遊戯の種類であるとか、或は唱歌、談話、手技に關することまで細密な規定が定められ、保育時間の制限等も嚴格に規定されてあります。しかしその後の發達の情況より見て、明治四十四年に至り、餘り細かい規定は省くことにしました。どうも一律にやることは出来ないと言ふので、極く大略のものとしたわけであります。これがこの間まで續きました幼稚園の規則であります。

今日までの幼稚園の發達は大略以上の通りであります。昨年十二月の調査によりますと、幼稚園の數は全國で九百三十三、保姆が二千九百十三人、それから園兒の數が八萬四千五人となつて居ります。兎も角漸次進歩發達して來て居ることは明らかであります。

一、幼稚園創立の當時

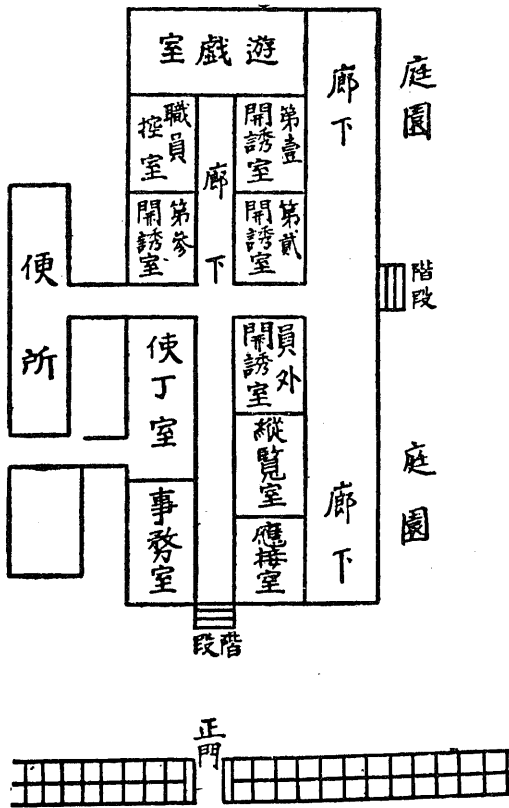
氏 原 鏡 子

今のお茶の水の幼稚園が五十年の昔創立せられた時が、我國に於ける幼稚園教育史の貴い初めのページであることは申すまでもありません。その當時の記憶が如何に重要な資料であるか、また如何に興味深いものであるかも申すまでもありません。たゞ、その貴重な記憶を目のあたり通り得る人は、今日に於て既に多くありません。茲に、氏原鏡子女史に特に懇請して、この御執筆を煩はし得たことは非常なる幸であります。氏原女史は我國幼稚園の昔を語り得る最も古い先輩であるのみならず、我國幼稚園教育の學生のために偉大なる貢獻者として、私共の常に尊敬して居る方であります。大阪市江戸堀幼稚園長として、我國幼稚園功勞者として、諸君御熟知の膳真規子女史の姉上に當られ、現に氏原醫學博士母堂として、お孫さん方の間に慈み多い、最も幸福なるお祖母様でいらつしやいます。吾々は、氏原女史を思ひ、膳女史を思ふ時、我國幼稚園發達史上、恐らく最も光輝ある記録の一つなるべき、此の「姉妹の功勞者」を、無限の尊敬を以て思はざるを得ないのであります。(編者)

東京女子師範學校附屬幼稚園創立當時の狀況(現東京女子高等師範學校の前身)

明治九年(月日不詳)現今の場所御茶の水に東京女子師範學校附屬幼稚園を創立せらる、當時職

圖略の舎園時當



攝理（校長）中村敬字 幹事 關信三、首席保母、松野クララ（獨乙人）保母豊田英雄、保母近藤濱助
 手山田某、助手大塚某（の五名直接保育者）後本田保育傳習濟横川様子保母となる、事務員二名、使丁
 女二人男一人。

園舎、洋館にて北向き、南に伸したる長方形にして、正門北にあり、順天堂醫院と向ひ合ふ。現今は敷地湯島電車通りに出て角を引き廻はされ居るも創立當時此の一角は町商家ありたり、此の洋館の立派

なるに比し外園は丸太の柵なりし、或時幼兒の柵間に顔を出し往來を見て居りしに其頭丸太間に挟まり容易に抜くこと出來す大騒したることありし。

園舎の床は高く、地下室に大暖房を設け之より各室に鐵管を通し温度を送る裝置なるも、其構造に不十分な

る點あり其用をなさざりし。

庭は廣く西に延び、池藤棚、築山あり、又三尺四方に割せる幼兒一人用の畑地あり、之れは幼兒をして種子を蒔き、或は野菜草花を培養し、水を灌ぎ草を取り、自然物發生狀態の趣味を養ひ此の收穫の豆或は野菜等は自家に持ち歸らしめ、又は園内に於て養て一同に食せしむることあり、之れが作業用として幼兒用小形の鋏及び手桶柄杓を準備す。

當時保育室を開誘室と稱し、此中員外開誘室と云ふは二年八月以上滿三年迄の幼兒を入れ（附添人と共に）保姆保育せず、助手二名之れが保育に當れり、縦覽室は園内の最も美觀を附與する處にて、床上には美しき絨氈を敷き壁間には美麗なる額面を掲げ、衣食住に關する額面は幼兒の趣味深く觀られ又陳列棚あり、之れは幼兒の製品、動植物の標本、諸種の玩具等を陳列し之れが觀玩によりて知識を開くに供し、又此室は來賓室用に使用せり。

此室に掲ぐる衣食住に關する額面は紺地に特に畫家の描きたるものにて、版畫にあらず。此の通りの額面を大阪府より依頼して製作送られたるもの、現在大阪市東區今橋愛珠幼稚園に掲載してあり、下阪の際は御一覽相成りたし。

保育用具ハフレーベル氏製定の恩物を用ひ、樂器は和琴（六絃琴）とピアノ一臺あり、此ピアノは遊戯室に据へ一週二回保姆クララ氏彈じて幼兒一同の唱歌に和す。此當時クララ氏の外にピアノを彈く者な

し他の保母之れを彈くことを知らざりし。

幼兒に唱歌を教ふるに手拍子を取り口移しに教へたり、當時我國に於ては未だピアノオルガンの製造出來ず、皆舶來に仰ぐ時代なりし。

唱歌保育用のもの皆無の時代にて現今の如く唱歌書の出版もなく、又音樂學校もなく、依て保母豊田近藤兩氏作歌して宮内省式部寮雅樂弓員作人に作曲を請ひ、其作人たる芝、林、東儀、奥等の諸氏幼稚園を一週二回教授に來られ、保母一同之れを習ひ後初めて保育用となすもの、斯様にして自ら作らざれば求むるに道なく隨分苦心の時代なりし。

當時唱歌の歌詞は雅言多く其意味は幼兒に解されず、幼兒は唯其旋律の優美なるに快感を有したるものゝ如し、此時代の唱歌中に其意味の稍幼兒に解され、今以て使用せらるゝ風車水車之れなり、今左に難言多き唱歌を示し、其二三を擧ぐ。

花 橘 さつきたつけはひもしるく我宿の花橘はほころびけり庭もかほりて。

春日影 百鳥の立ち歸り來てもろ共におのがさまぐ鳴きかわす聲面白し大空の色もうらくに曇りなき

日影あまねし波風の治まれる代の光りあまねし。

父 母1父母の我行末を朝よひに思ひはかうと嬉しくもさとし玉へるおさなかる我にはあれど。

2 いざさらばま心もちて父のみの父をいやまひ母そはの母をかしこみつかへまつらな。

露霜 つゆしにも梢は色に出でけり衣の袖を吹く風も身にしむ虫の聲すなり驚かれけり年月はなかば
をとしも杉のむら立ち。

此の唱歌の作曲は我國古來旋律法により宮商角徵羽キウシヨウワカクテウを基礎とし作製せられ調子の名は一越調イチコウテウ双調ソウテウ調平テウヘイ調テウ黃ワウ涉セツ調テウ盤パン涉セツ調テウにして現今の、と調へ調に調と云ふが如し、之れ古來支那より傳來せるもの、此の樂理を今日使用する西洋樂理に對照するに、其原理歸着する所同一にして、東西樂理の一なる奇と云ふべし。保育上必要な器具恩物の準備に付ては現今の如く幼稚園用の器具恩物の販賣店なく、我國創立の時代なれば一切の見本を獨逸より取り寄せ、本校御用達佐藤と云ふ者に命じ模造せしめたるも、何分初めてのこととて思ふ様に出來ず、度々其缺點を改造せしめ又色紙の如きも獨逸のものは洋紙なれば之れを我國の美濃紙又は西の内に染めさせたるに染め上り十分ならず、保母諸氏の苦心研究指導の結果漸く適當のものを得る様になりたり、實に此時代の苦心思ふも餘りあり。又豆細工は外國のものは竹を用ひず細く削りたる木を以て大豆に接合して作るに其細木の尖端を小刀にて削り細く尖らして作らざれば出來ざる極不便のものなりしが、近藤保母の考案により細く削りたる竹に豌豆を以て接合し容易と作り得らるゝ様なりたること近藤保母に感謝する次第なり。(大豆の扁平なるに代ふるに圓き豌豆を用ひ削り箸に代ふるに細き竹を用ひたることを)

明治十一年二月始めて保育傳習生を置く、大阪府より森末、氏原銀、國直接の給費生横川楳の三名(其後

續て傳習生數名を出だせり)

明治九年より十一年の間に於て 英照皇太后陛下 昭憲皇后陛下 本校の行啓の時幼稚園へ行啓遊ばされた、此時幼稚園にては風車の遊戯を御覽に入れた、保姆一同淺黄無地甲斐絹一反を下賜せらる、後の行啓の時保姆は先きに拜受の甲斐絹を衣服に仕立着用せり。

昭憲皇后陛下 は本校へ左の御製を下賜せられる。(行啓の時)

磨かすば玉も鏡も何かせん學びの道もかくこそ有りけれ

右の御製に符を付け本校幼稚園共に謹唱せり。(後に於て)

當時の保姆は日本髪を結び袴を着用す。(縞地)

參觀人の中外國公使も有りたるが、此中に付き一番鄭重な待遇せしは支那公使にて(名は忘却)從者數名を連れ、(一行十餘名)參觀後縦覽室に於て西洋料理(最上等)饗應をなし、其室内の裝飾も立派に小鳥の籠などを提げたり、此來賓の歸りし後其料理の殘品を職員一同に與へられたるに中々殘品とは思はれぬ程の御馳走なりし。

明治十一年新緑の候、幼兒職員一同飛鳥山に遠足を催し、馬車にて行く、此時幼兒は家庭より各附添人ありたるを以て保姆は責任輕かりし。
以上は記憶思ひ出を記したるも粗漏を免れず、何分明治十二年頃の狀況に付之れより以後の事情は他に就て御取調相成度候。

三、幼稚園の懷舊を辿りて

望月 くに子

望月女史については、今更申上げるまでもありません。女史は我が國幼稚園の發達を語る第一の方でいらつしやいますので、特に御執筆を御願いたしました次第です。(編者)

拜啓我國の幼稚園史といつた様なものゝ内容を申上ぐる様にとの御手紙を戴きましたので、今四十一二年前の昔を思ひ出し、心に残つて居る事を認めます。それは人から聽いた事でなく、自分で経験した事ばかりを何の飾りも加へないで卒直に認めました方が却て宜しからうと考へましたので、餘り御役に立たないかもしれませんが御覽に入れます、しかし忘れたことや、思ひ違ひがあるかも知れませんから、御容赦を願ひ上げます。

一、東京女子師範學校時代に私共の受けた保育法の學習

明治十八年の秋頃から十九年の夏前だと記憶いたします。教育や教授法の一部として保育法を學ぶことになりました。折から學校には大改革がありまして、中川謙次郎先生と舎監の先生の外は皆御退職に

なり高嶺先生が洋行歸りの新進の勢を以て教頭におなりになり、實に嚴肅なる訓練法を採用されましたが、保育法は講義を承るに及ばずして直ちに保姆の方から實際の方法を學ぶことになりました。私共は保育といふはどんなことかと好奇の眼をみ張つて其時間を待ちました。保育といふは遊戯をすることでした、まことにやさしくて面白いと思ひました、其遊戯の主なるものは、

民草 たみくさのさかゆる時と苗代に水せき入れてみしめなはゆたに引はへやつかほのたりほのいねのとしあらむ心たのみを今おろすなり。(此歌八段あるも遊戯は一段と二段と八段とのみなりし)

一羽の鳥 いちはこのとりは友まちつけて遊びに行きぬ友よ友よ友よいづこわれをもさそへ。

水車風車 かせぐるまかせのまにくめぐるなりやますめぐるもやますめぐるも。

水車水のまにくめぐるなり。(以下同上)

家鳩 いへばとの巢の戸ひらきて放ちやるゆくゑやいづこ山に野に芝生のはらに遊ぶらむ遊びてあらばかへらなむとくかへらなむかへらさば巢の戸閉ぢてん巢の戸とぢてん。

(此遊戯は子供が喜びてしましたから比較的長く續いたと思ひます)

其他めしひの君といふ盲遊びや、猫鼠などのおにごともあつたとおもひます。

遊戯の外に理論としては何も教へて頂きませんでした、ベスタロツチとフレーベルの傳を聞いたやうに思ひます。

明治十九年の秋の頃私は教生として附屬幼稚園に參りました、其時の一番エライ先生は中村五六先生でした、毎日の仕事は、

御集 談話(庶物話を含む) 遊戯、恩物と手技を約三十分間づつすることでした。

談話

おはなしは多くインツブなどをしたと思ひます、庶物話の時間には比較的骨を折つて實物を見せて居りました、或日私が水仙の花を持つて中村先生に此水仙の球根は何になりますかと御尋ねいたしました處先生は「あなたのお國では夫をたべませんか御馳走にするじやありませんか」とおほせになりましたので、私は直に庶物話をしましてこの根は御馳走にこしらへておいしいですといひました時に、臨席の訓導(保姆?)先生が變なお顔をなさいましたが後に批評の時にあなたの國では水仙の根を喰べますかとのお尋ねに私は中村先生に伺ひましたと申上りました、中村先生はお隣においでになりましたそれは百合のことですとて大笑ひをされたことを覺へて居ります、とにかく花などは一々分解して見せたと思ひます。

唱歌

大概遊戯用のものゝ外黄表紙の幼稚園唱歌の中でカラス〜カン三郎親に孝行忘るなよ(下略)椿やつばき椿の花が開いた中のしんまで開いた椿の花はしばむこともあらうが開けたみ代は八千とせのはるまでもしばむことあらじ。などは言文一致に近く進歩したる考への下につくられたものでせうと存じま

す。

遊 戲

遊戯室ですることもあり又藤の棚の下でも或は男子師範（地震以前の本校）と女子師範との間の高い板塀がとりさられ聖堂の方まで行ける様になりましたのであの表の廣庭で前記の遊戯をしてゐまして訓導に調子が外れてゐると叱られたこともあります。

手技（恩物を含む）

恩物の中ではフレーベルの積木第三第四を主として用ひました、子供の自由に積ませてゐました。板排へ箸排もありました。

手技では連鎖がありました、恐れ多いことですが、

大正天皇が幼くおはしました時行啓がありました。私は黒い塗つた箱に小正方形のいろいろの紙と麥わらの一寸斗りに切つたのをゴチャ／＼に入れてもち廊下へ出ました時に、殿下はお珍らしくや思召遊ばしたで御座いませう「これ献上」とおほせ遊ばし御手に一杯お握り遊ばしましたことを覚えて居ります。

織紙もいたしました。摺紙もいたしました。摺紙では美麗式と營生式とをいたしましたと思ひます、組織も時折りいたしましたと思ひます、南京玉は糸のさきにのりをつけて、通しよくしてありましたので成程と感心したのでした。

明治二十年四月一日に卒業して仙臺に赴任致しまして同地の小學校に附設されてゐる幼稚園を監督しました、其頃には色紙も色むぎわらもなく東北線は汽車も全通してゐませんでしたので、東京より取りよせられず、私共は色を染めることを苦心して成効いたしました。其年の十二月には神戸では私立頌榮幼稚園、私立神戸幼稚園、私立兵庫幼稚園が新設されました。大阪には已に明治十七年頃と思ひますが膳氏の姉君の氏原鏡氏（目下東京本郷西片町十番地ろの三號に住居せらる）が東京にて傳習を受けて歸り盛んに傳習をなさいました、關西に今日幼稚園の發展せるは全く頌榮幼稚園のイー、エル、ハウ氏と氏原氏の賜だと思ひます。（ついでく）

觀察の地方色

(三)

冬季に於ける觀察科

大分幼稚園

一、觀察の目的

A、知的陶冶を目的とする場合

- 1、觀念の蓄積
 - 2、誤れる觀念の訂正
 - 3、思想の陶冶
 - 4、感官言語思考作用
- B、情意的陶冶を目的とする場合

- 1、審美の養成
- 2、持續せる注意を強盛にして實行意志の陶冶

三、冬の觀察材料

- 1、地方的のもの
 - 2、動的で變化の多いもの
 - 3、結果の鮮明なもの
 - 4、想像に豫猶のあるもの
 - 5、興味の多いもの
 - 6、幼兒の活動範圍の廣いもの
 - 7、感覺的のもの
 - 8、美感を興ふるもの
 - 9、表現の可能なるもの
 - 10、季節に關連を取れるもの
 - 11、行動の模範となれるもの
- 1、家庭……家族、火鉢、炬燵、火災
- 2、通信 郵便、電信、電話、ラヂオ

二、觀察材料の選擇の標準

- 3、お正月の玩具、餅搗
 - 4、冬休み
 - 5、お正月のお話……お飾、越年、お祝
 - 6、晝、夜、雪、寒氣
 - 7、師弟、朋友、一般人
 - 8、水仙、梅に鶯、冬の野菜
 - 9、範元節、日本の國體
 - 10、桃とお節句……雛様、人形、お供物
 - 11、陸軍記念日
 - 12、學校遊び
 - 13、卒業式
- 四、觀察科の取扱ひ
- 1、問答的に取り扱ふ場合
 - 2、暗示的に取扱ふ場合
 - 3、自由に觀察させる場合
 - 4、目的の指示をなして觀察させる場合
 - 5、説明の補充にする場合

- 6、經驗の整理をなす爲めに課する場合
 - 7、模倣の材料にする場合
 - 8、書き方、手技、談話、唱歌と連絡をとる場合
- 五、取扱ひの實際

雪

今日は大變寒いね、なせこんなに暗いのだらうと見て居る間に段々暗くなつて來た、冷い風は障子の隙間から遠慮なく入つて來る、あゝ先生雪だ、大粒な雪がぱら／＼落ち出した、雪だ／＼と喜んで飛び歩く子供や、雪やこんこと聞きおぼへた歌をうたふ子供もあつた、皆窓によりて珍らしそうに外の景色をながめてゐる。雪はます／＼烈しく降つて來た、今まで見えて居た縣廳の松の木はもう見えない、藤棚の上も、檜の上も、お屋根の上も綿帽子をかぶつた様になつた。先生美しいなあ雪は何時降り止むのでせうと、歸りを心配する子

供もあつた、そんなに長くは降らない、今にお天氣になると言つたら、安心して元氣で、お室の中を飛んでゐた、其時數人の子供が庭へ下りて行つた、他の子供の騒いでゐる間に、澤山雪を集めて歸つて來た、箱を出し與へると、皆其上に乗せてあゝ冷たかつた、雪は卓上に高く積まれた、そして皆其の周圍に集つた、先生美しいなあ、眞白だなあと段々先へよつて手に取つて冷たいなあ、解け出した、お鼻の上に乗せてふざけるものや、火鉢に入れて水になつたと喜ぶ箱の角より、二三滴しづくが落ちたあらお室の中は温かいから、雪が

解け出したと暫くの間は餘念なく子供の集めて來た雪を持つて遊んだ、雪は白い冷い、熱にあへば解けてしもう、此の實驗を思ひ／＼に行つた、すんだ頃は空がだん／＼明るくなつて、やさしいお日様がお顔を見せてゐた、雪兎が作りた、雪だるまが作りた、もう駄目だと、残念がつてゐ

る者もあつた、小鳥のお家の上も藤棚の上も、お屋根の上も、今までの雪は何處へやらまるで雨でも降つた様に雨だれが落ちてゐる、先生お繪を畫きませう、僕書けますよ、繪を書くもののお唱歌を歌ひませうと、取り／＼に楽しく遊んでゐた、最後に雪の談話をして歸した。

各期に於ける幼兒の觀察

察について

島根縣師範學校附屬幼稚園 富田八千穂

當園にて從來實際に行つて來ました幼兒の觀察についての保育方案を、一覽表にまとめて見ました。成るべく、實物實際の觀察であらねばならぬと考へまして、自然界、人事界に其材料を取りました。子供は子供ながらに、色々なものに目をつけますが、其注意は極くまとまらない、ほんや

りしたものでありますから、之を導いて系統的に材料環境を整へ、幼児の興味と理解力に適する程度に於て、事物中の眞理、人間の善事、萬象の美的要素へと觀察を進めたいと考へます、たゞ餘り委しく理科的な細い所までは期待されません。其季節季節に於て、或は園外保育に、或は園庭に嬉戯する間に、自然的に取り扱ひ度いと存じます。然して觀察の現れと申ませうか、それは歌を唱ひながらにも、積木をしながらにも、砂場の遊び

にも、或は遊戯の時にも、お話の中にも、又描き方、貼り方、粘土細工、其他の特技を致します時幼児が常に觀察した事によつて、想像され、創作された事を發表します。それによつて又更に觀察されるかと思ひます。されば幼稚園に於ける幼児の生活全體に、絶えず觀察の伴ふものであつて、之が動機を巧に捉へ、適宜に指導整理するのが保姆の大なる責務かと存じます。どうぞ皆様の御批正を切に御願ひ申上げます。

各期に於ける幼兒觀察方案

島根縣師範學校附屬幼稚園

項目	期			
	月	日		
四	娛樂的年中行事による觀察	園外保育による觀察	園庭及花壇にての觀察	室内の遊び、實物、標本、掛圖等による觀察
	上巳節句遊び 紫宸殿 五人ばやし其他 の雛人形	城山へ(行程二丁) 櫻花見に 落花拾ひに 春日山へ(行程八)	遊戯室より見たる 城山及縣廳の櫻花 すみれ たんぼ、	標本及掛圖 鳥の色々

月	月
	<p>諸道具 菱餅、白酒、雛 の具 桃の花 椿の花 お客遊び</p>
<p>春日山 鶏 他草花 桃花、梨花、其 他草花 園藝場（行程二十 五丁） 毒草 きんぼー げ 摘草 れんげ草 クローバ 天倫寺附近（行程 十八丁）</p>	<p>（丁） 櫻花見に 鹿の像 アヒル、カイツ ムリ、 大神宮（行程三丁） 鳩に豆やりに</p>
<p>砂場遊び 公園、水道、汽 車、トンネル遊 び 花壇 あやめ、マガレ ット、櫻草其他 園庭 クローバ、オバ コ、其他雑草</p>	<p>松葉つなぎ</p>
<p>實物 蟹、松の花 しやぼん玉遊び</p>	

期

月 七	月 六	
	<p>端午節句遊び 鯉のぼり 武者人形、清正 金時、辨慶、神 功皇后、武内宿 禰、浦島太郎、 桃太郎、相模 假裝行列 菖蒲、よもぎ</p>	
<p>城山下の蓮池 蓮の花、葉、實</p>	<p>床儿山（行程二十 丁） 大佛像、野外草 花、市内眺望、 天主閣、宍道湖 配水池 樂山（行程二十丁） 田市 植付 葉櫻、若楓 池、笹の舟</p>	<p>霧島花、つゝじ 花 メダカ、オタマ ジャクシ</p>
<p>蟻の習性 朝貌花</p>	<p>アカシヤ落花拾ひ ザクロの花 梅の實、スモ、の 實 無數に飛ぶ小さい 蛙 雷、雨 花壇 蠶豆の採取 (幼兒に食せし む)</p>	
<p>實物及掛圖 藟の色々 トンボの色々</p>	<p>實物 かたつむり 蝶々 毛虫 芋虫</p>	

第

月 十	月 九
<p>城山 鷄、其他 七面鳥、鷺鳥、 馬、牛、兔、豚 丁) 種畜場(行程三十 イナゴ 秋の田園 稻穂 法吉村郊外(行程 十三丁)</p>	<p>城山 虫採りに コホロギ、バツ タ 萩の花 千手院(行程八丁) お山巡り、石地 藏 杉、松の大本</p>
<p>花壇 蠶豆種子蒔 果物屋、花屋等 魚屋、玩具屋、 八百屋、植木屋 (粘土應用、雜 草、落葉にて) 遊び 砂場にてマ、ゴト 銀杏の落葉拾ひ</p>	<p>樹蔭のマ、ゴト遊 び お客遊び 園庭 雜草 兎遊び、水泳遊 び 花壇 手入れ 秋蒔種子</p>
<p>標本及掛圖 動物の色々</p>	<p>實物及掛圖 虫の色々</p>

期		二
月	一	十
	<p>常福寺（行程二十 三丁）</p> <p>銀杏實、柿、密 柑、抽子の樹に 實れる様、椎の 實拾ひ、紅葉（楓 ハゼ、ツタ）</p> <p>春日山</p> <p>紅葉の落葉拾ひ ドンダリ拾ひ</p>	<p>天主閣に登る 市内眺望</p> <p>川上菊花園（行程 一里）</p> <p>田園刈上、稻架 カ、シ、松並木 大橋、大山、汽 船、汽車、菊花 種々</p>
		<p>アカシヤの落枝拾 ひ</p> <p>松かさ</p> <p>花壇</p> <p>菊花の色々</p>
		<p>實物</p> <p>果實の色々</p> <p>掛圖</p> <p>魚の色々</p> <p>貝の色々</p>

第		
二	月 一	月 二 十
	年の始の大黒様遊 び(幼児假装) 七福神 寶船 寶配り 鏡餅 しめ飾り	年の暮れの大黒様 遊び(唱歌劇) 大黒様 白兔 寶配り
天満宮(行程十五 丁) 梅 大橋より見たる	城山 雪景色 松江神社	
花壇 水仙花	雪だるま 雪兎 雪合戦 霰	植物の冬籠り
呉服屋遊び (圖案應用) 着物、帶 半衿、風呂敷	實物 福壽草	ポス―遊び 製作 ポスト、エハガ キ 掛圖 蒲の穂、ワニザ メ

期		三
月	三	月
出雲富士 宍道湖 城内稻荷神社（行 程五丁） 鶯 寒椿	須衛都久神社（行 程六丁） 宍道湖の景色 大橋、嫁ヶ島 帆掛船、汽船 汽車 田町方面（行程五 丁） つくし取り、す ぎな、 凧	
	青柳 燕 花壇 手入れ 春蔭種子	
	掛圖、實物 植物、草花の色 々	果物屋遊び （粘土應用）

熱帯地冬期に於ける

觀察實施草案

公立臺南第二幼
稚園 主任保姆

下野江まつ

新幼稚園令が發布されました。「觀察」が保育事項中に加へられました事は教育的原理から考へまして御同慶に堪へませぬ。

就きましては今度「冬期に於ける觀察の實施方面に關して」何か書く様にと申されましたが殖民地の片田舎町では、とても内地の皆様方にお目にかける程の事もありませんが、「植民地」と言ひ且つは熱帯地といふ點から少し位いは珍らしい物もありませうと存じまして御言葉に甘へて拙稿を皆様の御目にかけます、何卒御腹藏なき御批評と御指導をお願い申し上げます、御斷り申して置きますことはこれは私達が日頃の斷片的取扱から夫

々出し抜きましたもので熱帯地でありますから多と申しましても内地とは温度の差が大變でありまして、只今でも七十五六度で一二月頃でも六十度を降る事はありませぬ。

その關係から内地の様に季節により取扱の區別もありませぬ、冬でも秋でも山林は常に青々として草花は四季を通じて咲き揃へてゐます、四月から六月末頃までは雨期と稱しまして十日位づつ續いて雨が降りますので其間の保育案なども内地とは異つた苦心も要します九、十、十一、十二、一、二月頃は殆ど雨が無いと申してもよい位で乾燥しきつた空氣は砂煙をまいて赤い風が吹きます、此頃は風の無いうらかな日和を選んで郊外に引卒するか様々の心勞を要します、殊に本島人の幼児を保育する當園に於きましては實に人知れぬ苦勞を味つて居ります。

従つて左に記しました觀察事項も内地人の兒童

を保育すると同様にはなりません事を御承知下さいませ。

一、事項

1、自然現象

天體に關するもの

太陽、月、星、時、日没

季節に關するもの

氣候、風

物理に關するもの

著香機、磁石、引力、電氣、湯氣等の蒸發

水道、園庭散水

化學に關するもの

染物、シャボン、シャボン玉

2、自然界に屬するもの

動物に關するもの

鳥類、虫類、魚類、獸類

植物に關するもの

礦物に關するもの

砂、石、粘土、金屬

3、人事に關するもの

市の重なる行事

園の行事

日常生活の器具類

神社佛閣、官衙、公園

施設

1、園内並に園接續保母官舎の庭園の設備によるもの

動物飼育

池中の鯉、鮎、金魚、鰻、目高、エビ其他

家鴨、兔、鶏、猫、ヤモリ、カウモリ、目

白、ペーダコイ

植物に關するもの

龍眼、センダン、佛桑花、クロトン、シヤ

ウジャウ木、木瓜、芭蕉、菊、水仙、芋類
大根、野菜類

鑛物に關するもの

砂、石、粘土、泥土等

子供圖書室

繪畫、標本、動物の寫生帳、並に熱帶植物

寫真帳等、子供雜誌……乗物畫報……幼年

國

2、園外利用

神社……臺南神社、開山神社

佛閣……孔子廟

官衙……州廳、小學校、中等學校

公園……臺南公園、遊園地、動植物

道中觀察、水牛黃牛、ヤギ、ブタ、サル等

博物館……各種

運河……海、海水、船、魚釣、海魚

市場……日用品具、食物、各種

附、觀察要旨、取扱は本紙十月號名古屋保育

會の分と略ぼ同様につき之を略し細案は只

今の所出來てゐません。

只その毎度の質問に答へる事と國語を正し

く發音する事位に止めて居ります。

冬季に於ける觀察の

實際計畫

静岡幼稚園

元氣で年中奮闘を繼續してゐた自然界も今は暫し鳴を沈めて靜かに休息し將に來らんとする好季節の活動に準備する銳氣を蓄積して居る如き現象と歳末年始の多忙な人事界現象とを幼兒生活の觀察事項として實際に計畫したことを左に記しました。

冬季を十二月より二月までと致し其れに三月迎

春の一ヶ月を附記致しました。

拾貳月

1、直観物

冬、寒い、木立の有様、野原の草、寒風

幼稚園の庭の樹木、常盤木のこと、冬芽

池の水、氷の下の魚、蝸牛蛙の冬眠

みの虫の巢、黄色に熟した密柑、金柑、橙、霜

除、風に誘はるゝ粉雪

2、幼児の生活に取り入れて

冬のまゝこと家庭より寫されて

防寒と保温

綿、毛織物、炭、火鉢、炬燵、水蒸氣

ストーブ、スチーム、辨當保温箱

火の用心、消火器、毛布圍

年の暮、歳の市、大賣出し

お正月の仕度

餅搗き、しめかざり

郵便遊び

年賀郵便のこと、手紙、切手、はがき、小包

郵便、目方、包装、ポスト、郵便局、スタン

プ、配達夫、電話、電信

クリスマスのは祝

雪の國の狀況の話

壹月

1、壹月の直観

四季のめぐり、時の移りかわり、寒い時の花、

福壽草、水仙、雪割草、梅、萬龍、南天、寒牡丹、やぶこうじ

丹、やぶこうじ

年始の所感、門松、初荷、初賣、初買

2、幼児の生活より

休暇中の家庭來訪者及自らの旅行等より

交通機關、汽車、汽船、自働車、自轉車、電車

飛行機、都の道と田舎の路

凧揚げ、獨樂まわし、まりつき

自然の光と人工の光り、晝と夜

太陽、初日の出詣、月、星

夜の市街

イルミネーション、電燈、瓦斯燈、ランプ、

蠟燭 行燈(燈火の今昔のちかひ)

まゝごと遊び

雑煮、七草粥

貳 月 (静岡は貳月が一番寒い時)

1、貳月の直観物

雪、氷柱、雪の日の小鳥、雪の下の草木、梅の

花と雪、雪景色、鶯の初音

2、幼児の遊びに取入れて

節分、立春、豆撒き、柊、鬼やらひ

初午、狐の面、馬、牛、太鼓、鳥居、お宮

雛祭りの仕度、草餅、菱餅、桃花

雪遊び、氷すべり

かくれた日常の奉仕者の紹介

日常の英雄として塵埃取人夫、交通整理踏切

番 巡査、郵便配達夫

三 月

1、参月の直観物

春の氣分、彼岸、春雨、春風、春の山川

自然界の復活、發芽、地中の水、魚

花壇、追々暖まり行く季節、彼岸の中日

2、幼児の生活

雛祭、蓄音機、ラヂオにつきて、草餅

彼岸の中日、春季皇靈祭、晝夜長同じ時

花壇の世話、春蒔き種子播姓

春季に向ふ畑地野原等の萌芽、山上よりの眺め

以上 (大正十五年十二月記)

北海道の冬

札幌若葉
幼稚園 塚本 秋

いよ／＼北海道の天地にも冬の訪はやつて參りました。霰、雪、これらは北海道に住む私共の唯一つの名物とも云ひませうか。

この氣節になりますと、戶外運動をする者にはあまりに好適ではなくなりますが、昔から「子供は風の子」ともいはれております程に小供等は風が強いからと云ひ又は寒いからと云ひましても別に引込んでゐないのが當然の事であります。

ことに北海道の子等は雪が降り出しますと大喜びで手袋一つで外に出て、がらだの五六ばいもある様な大きな／＼雪だるまをこしらへます、雪のたまつた所には高い／＼山をこしらへてジャンプ臺等作り櫓之やらスキーをすべり落るのもかまわ

ずによじ登つてはやつて居ります。

男の子供は大きなつら／＼を刀にして雪合戦を初めます、私共は遂ひ寒さを忘れて小供と一緒に、雪だらけになつてやつて居ります。しまひには雪の上をころ／＼ころげまはつて、生きた雪だるまの様に頭から、足にいたるまで雪だらけになつてあとの仕末は如何にし様と手の付けどころのない様にしてしまいます。

然し寒い冬の風に吹かれながらも、雪の降る中に短いスカートやズボンに長靴をはいて、嬉々として遊んでゐるのは、ほんとうに愉快な、そして元氣さがあふれて居ります。

常地は寒いだけに、小供も内地の小供に比しまして、大層丈夫に出來てゐる様で御座います。

それで小供が戶外で遊びたがる時は、少し位の寒さの時でも出してやります。これは子供が戶外で遊ぼうとする自然の要求でありますから、これ

を強いて妨げるのは却つて健康増進の妨となり、外界の空氣と皮膚との接觸に依つて皮膚の健康を直接に計らうとして、間接に内臓諸器害の活動をよくしようとしてゐるのであります。殊に雪の中は埃もなく、空氣も清潔で降り積つてゐる中で遊ぶ小供は保健上頗るよい事と思ひます。

それで私共は雪國に生い立つ愛しき小供を元氣のあるそして強い子供として、仕上様と思つて居ります。

冬の觀察

鳩 巢園 佐藤 萬壽

春夏秋の三季に於ては當園の如き田舎では自然界より可成色々観察材料を豊富に恵まれて居ます、故に幼兒は見るもの觸るものに興味を持って觀察をし、それが話となり、歌となり、手技となり

畫方となつて、私達へ深い興味を與へられます、然し冬期に於きましては、割合に材料が少なく、むしろこちらから、材料を幼兒に與へる様苦心いたす有様です。

冬の觀察としましては、別段各地と變つた點は御座いせんが、魚、鳥、樹木、草花、果實、器物、衣服の類其他行事に關するもの種々あります、尤も觀察は幼兒の遊びの最初に於かるべきもので、私達の職務上凡ての事項に於て、基礎となるものでありますから、相當指導上に責任を感ぜさせられます、と申て學校に於ける理科教授の様になつては、面白くないといふ點から、大低の場合幼兒の興味をひく爲にこちらから、種々なものに接觸させ、幼兒よりの發問を待て觀察にとりかゝる事に致して居ます、特に材料を與へてする場合は、幼兒等の尤も目につき易い、場所に所定の材料を置き各兒思ひ思ひに觀察し、幼兒よりの發

間に遭遇せる場合、つとめてその言葉をとらへ、互に問答を開始し、そして充分に發言權を與へ話すものには、又こちらからも話し、扱ては歌となるものは歌はせ、手工材料となるものは手技として、畫となるものは描かせるのであります、又は謄寫版に刷りて塗繪とさせます、冬期の果實即ちみかん、りんごの如きは斷面寫生として幼兒自ら細かい所まで觀察して、面白いものが表現されます、功者に至ては、圖案など案出します、又服裝室内器具等を手工に表はす事によつても面白い家庭遊び、又は時計に依て時間に關する遊びをする事が出来ます。

或冬の朝、庭園に於かれしバケツに、厚き氷が張られしを、金だらひに入れて幼兒の見付け易き場所に置きしに、それを見付けた幼兒等は何れも氷々と口々に云ひよりに見るうちに「うちにも氷が張つてあつた……手水鉢に……井戸端に……泉

水にも……池にも……堀にも……途中道端にも……僕は氷で滑つた……と話しますると氷がとけ出して「ア、水が出ル〜」「ヌクメタラ早クトケル」「日ナタへ持テユケ」「火鉢デヌクメ」と様々な言葉が幼兒の口から發せられます、終に氷が火鉢にかげられ、一時にとけました、一同大聲あげて喜びます、それからは雪の話、霜の話、あられ、露水、つらゝ等の話に移り、最後には幼兒の一口話が姑まり出すといふ有様。

「或時雪が降つて、雪の兎さんをこしらへた、兎さんも寒からうと思ふて、おぼんにのせて、こたつに入れて置いた、今度行て見たら兎さんはおシッコして逃げた」

かくして一同ドツと笑はされ、幼兒は申すまでもなく、指導の任にある者までが、此日を雪に依て強く印象づけられました、之に依て興味づけられた幼兒は、翌日又翌日と家から種々の器物に張つ

た氷を冷たい事も忘れて、手にく／＼か／＼へて持て
参ります、所が中にははじかんだ手を滑らせて、
道端に落して割れたと失望するものもありました
そこで私は可愛想だと考へて、一の名案を浮べま
した、翌日は氷が張りそうだと思ふ器物の中に、
棒切又はワラをさし込んで置いたのです、すると
手を直接氷にあてないで、容易に氷を運ぶ事が出
來ます、幼児は之を見て大喜び、又翌日から手に
く／＼工夫をした手をつけて、氷を運んで参ります
之は私の園に於ける或冬の實驗であります。

觀察と云ふ問題に、充分ふれて居りませんかも
知れませんが、唯ありのまゝを記した次第であり
ます。以上

觀察の一日

名古屋 松若幼稚園

保育項目に觀察といふ、新しいと思へば古い
古いと思へば新しい、項目が一つ殖えました
保育の方法としては従來と少しも變りない様にし
てゐてよいのであろうが、よく社會の人から觀察
科といふことは、何のことかと尋ねられることも
あり、其特別に新しい仕事ではありません、抑
々教育といふことは皆觀察し觀察させねば出來ぬ
もので、私共保育に従事してから今日まで、ツツ
トやつておりますものをたゞ當局が、文字の上
に現はされたのみでありますと答へてもよいのであ
ります。

しかし、之に偏するとやゝ無責任の様にも思は
れますから、幼児の欲する見聞を一層充分にさせ
たいと考へます、これからの満足させるには、第
一園内の施設を改善發達させねばならないこと、
承知しますものゝ、今急にと出來がたい點もあり
ますので、取敢へず園外へ誘導し、僅かでも觀察

させたいと思ひ、先づ場所を、公園、神社、寺院
廣小路、(官衙會社交通機關)、學校、消防署、松阪
屋デパートメントストア、築屋食料日用品パザ
ー、等へ十名若くは二十名づゝ引卒し、觀察させ
ることにいたしました。

今その一日を誌上に掲げて皆様の御批評を仰ぐ
ことにいたしました。

日時 大正十五年十二月十六日午前十時

場所 松阪屋百貨店七階及四階 園より二丁

幼児 十二名(男兒)

保母 二名

一行は防寒具を纏ぶて出發した、道すがら口々に
嬉しいなうれしいなどと、言つてゐたが間もなく
松阪屋南門についた、若い先生の先導で、エレベ
ーターに乗る、運轉手は、幼ない紳士を見てニッコ
リ笑ふ、保母さん運轉手の心理を試みたのであつ
たか、黙つて眼をふさぐ、いつの間にやら、「途中

お降りの方は」など、もいはず七階の子供遊園場
まで運んで呉れた。

幼紳士エレベーターより出るや、早くも水禽類を
みつけてヤーあひる、つる、つる、あたまから血
が出てるよ、といふ兒をきいて、イヤあれはあんな
赤い毛が生ゐてるのだよと、言ふ。

保母、之をきいて、あれは丹頂鶴といつてねお
つむが赤いのですよサーよく見て來ませうと、側
へ連れてゆく。

問答

保母 御らんない、あのあひるの脚を、どう云
ふ風になつてゐますか。

幼兒 膜が張つてある。

保母 あれは「水かき」といつて、あれがあるか
ら、あひるは水の中を泳ぐことが出来るの
ですよ。

保母 何故水の中に入つても、濡れないでせうか

幼児 無言。

保母 羽毛の下から脂が出て、毛の上につくので

す、それで水がつかないのですよ。

保母 何をたべますか。

幼児 麩をたべる。

保母 麩ではありませんよ、どじょうか、又は小

さいお魚や虫をたべますよ。

幼児甲 僕お父さんと来たときじょうを、たべてあ

たよ。

乙 僕も見た……

丙 僕も見た。

其他の水禽を觀察させて、お猿の前にいつた、

猿さん葉のついたまゝの蕪をたべてゐた。

幼児等は、かぶらを食べてる、かぶらをたべて

る、などと大によるこび、一ツ二ツ三ツと猿を數

へ出した。

幼児、先生あれ猿の太將でせう、といふ、よく

見れば成程太將と幼児がいふ位の威嚴をもつたお

猿である、ほんとに太將でせうねといふ。

問答

保母 お猿は犬や猫の様であつて、又人によく似

てゐますね、どこが似てゐるでせう。

幼児甲 お顔です。

乙 お手手も足も。

保母 そうですね、お顔もよく似てるけれど、お

手手がよく似て人の様に何でも攫むことが

出来るのですよ。

と獸類として、人によく似た特徴を知らず、次

は、狐狸熊豹を黙つて觀察させた。

幼児甲 狐はだますよ。

乙 ヤー狐が鬼ゴツコしてるよ。

丙 狸おならびしてゐる、ヤー行列行列、小さ

いお腹だな、あれでも打てるのかしら。

甲 豹豹こはいよ。

丙 熊は力が強いよ、こはいな。

次は、小鳥を黙つて観察させた。

幼児 オーム、セキセイインコ、僕の家にもある

よ、ヒハ五十銭、など、定價をいひ出した。

次は孔雀を観察させた。

幼児 頻りに拍手して、羽毛をひろげさせようと

したが、反應がなかつた。

七階の観察を終り又も、エレベータに乗る、四階にお願しますよと、いはれた運轉手は、よろしうございますと、いつてすぐ運んでくれた。

幼児のよろこび、時間の經濟、保母の勞苦、などを思ふと、エレベータの有難味をしみく感じた、すぐ温室に入った、中程へ進んで、生々と生育しておる鉢植を見て、左の説明を試みた、この中にあるお花は寒がりだから、こんな温い所において可愛がつてやるのです、松や竹や杉や檜の木

などは、どんなに寒くてもお元氣な皆さんの様に
寒いお庭を威張つておるのです。

こゝは何といふ所でせう。

幼児甲 温室々と答ふ。

保母 なせ温いでせう。

幼児乙 下に火が燃てるから。

保母 左様ね下で火をたいてゐるからです。

幼児丙 ストーブだよ。そーだよ。

温室を出ると水槽に金魚の群れてるのを見た、その横に南天の紅々しい鉢植があつた、

保母 之は何でせう。

幼児 もみぢ、と答ふ。

保母 之は南天ですよ、きれいに紅葉してゐます
ね。

幼児 僕の家にもある、僕もある。

お正月の床飾りにと、根つきの葉ばたん、夥しく
列べてあるのを見た。

幼児 先生之なゝに、お菜でせう。

保姆 お正月床の間に生ける、葉ぼたんですよ。

幼児 之れバイナツブルの木ですね、と。

サポテンを見て云ふ。

幼児 サポテンですね。

保姆 そうですよ、サポテンといふ熱い／＼お國

に出来るもので、きれいなテツバの様なお

花がさきますよ。

しばし自由にあちこち眺めてゐる間に、すっかり

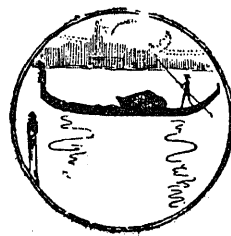
忘れたい。

保姆 之れなゝに、とはぼたんを指す。

幼児 ポンテン。

南天と葉ぼたんを混同して、新らしい名を造り出した。ベンチに腰をかけてゐた、田舎風の男三人ドット笑ひ、互に顔見合はせて、可愛いものだねーといふ、幼児も共に笑ふ、誰か葉ぼたんといふ。

一時に多くの觀察をさせるのは、よろしからぬ事と思ひ、一行を集めて下階へと降りた、一階賣場の雑踏を觀て十一時十分園に歸つた。



人形

土川五郎振

一、わたしの……………左足左へ両手にて人形を持ちて左上にあげて見る。

人形は……………右足右へ同じく右上にあぐ。

よい人形……………人形を持てる右手と左手とを左右に開き更に上より體前胸部にて両手に人形を持ちて之を見る

目はばつちりと……………左手に人形を持ち右手は食指拇指にて輪を作り他指をとむ其の両手を左右より開き左右上方にあぐ（兩肱は肩の高さに兩前膊は少しく頭の方に傾ける）。

いろ白て……………両手に人形を抱き躰前に出し左へバランス一回右へ同じく一回す。

小さい……………左足一步前に両手に持てる人形を稍右前にあぐ。

口もと愛らしい……………右足より同じく前進し「小さい」より四回同じとをなす、人形の顔を見つゝ。

わたしの……………右足を引き右手に人形を抱き左手をそへ。

人形は……………左足を引き、左手に人形を抱き右手をそへ。

よい人形……………兩足をそろへ右手に人形を抱き左手にて軽く三回人形の顔を見つゝたゞく。
二、わたしの人形はよい人形……………第一と同じ。

うたをうたへは……………右手に人形を持ち右上方にあげ 頭を右に傾け、左手を見て左手を左上方にあげ掌を外に向けて口に近づく。

ねんねして……………兩手を前に掌を上の人形をのせて左より右へと右より左へと揺らつゝ左足よりバランス三回。

ひとりておいても……………兩膝を床につけ人形を前におく。

泣なまません……………上體を左に傾け左方下にて拍手一回、次に右方にて一回。

わなしの……………兩手にて前の人形を取る。

人形は……………左手にて抱き右手をそふ。

よい人形……………右手にて三回軽くたゞく。

人形

文部省唱歌

♩=104

1. ワタシノニンギョウハヨイニンギョウ
 2. わたしのにんぎょうはよいにんぎょう

メハバツチリトイロシロゲ
 うたをうたへばねんねし

チヒサイクチモトアキラシイ
 ひとりでおいてもなきません

ワタシノニンギョウハヨイニンギョウ
 わたしのにんぎょうはよいにんぎょう

人形

一 わたしの人形はよい人形

目はばつちりと色白下

小さい口もと愛らしい

わたしの人形はよい人形

二 わたしの人形はよい人形

うたをうたへばねんねしま

ひとりでおいても泣きません

わたしの人形はよい人形

雜 錄

○御 報 告

長らく本會長として御盡力下さつた茨木校長は、去る二月廿八日附を以て浦和高等學校長に御轉任になり、前浦和高等學校長吉岡卿甫氏が東京女子高等師範學校長に就任せられました。よつて、本會は會則に従ひ、吉岡校長を本會長としていたゞく事になりました。新會長のお力によつて、本會は益々發展充實を期するのであります。

○アメリカ人形歡迎會(口繪)

海の彼方から平和のお使は是非ひな祭りに間に合はうと殆んど一萬近い數が道を急いだそうでござりますが、三月三日にその四十九人の代表人形を明治神宮外苑の日本青年會館に迎へて盛な歡迎會

が舉げられました。にこ／＼顔の東京、横濱の學校兒童の代表が一千名に、米國大使のチャールス、マックベー氏、老澁澤子爵をはじめ朝野の來賓、其の他關係者も千名程の多數の來會者で、學習院御在學の姫宮様方も御臨場遊ばしました。

先づ兩國々歌合唱に始つて關屋文部省普通學務局長の經過報告があつて後、兩國から四十九人宛の小さい代表が出て授受されたのですが、口繪(一)はこの時の光景で、アメリカの子供代表ベレー、バラントイン嬢がかわい／＼聲であいさつしてゐられます。それを受けてるのが日本の代表徳川順子嬢でございます。斯くて渡された人形を抱いた日本の子供が「海の彼方の友達の……」と、人形を迎へる歌を合唱し、つゞいて正面右側の席を明けて待つおひなだんに御飾りする間の涙ぐましい光景は忘れられません。思はずも叫び出す聲が我々大人の席にきかれました。『なんてすばらしい

思ひつきた」なんてやさしい事を考へたものだ」と。

口繪(二)は閉會後迎へられたお人形を御覽になる姫宮様方でございます。文部省の寫眞班が強いアーク燈を放つて居りますが、當日の光景をフィルムに収めてアメリカに送るのだそうでございます。

○昭和保姆養成所

本年四月から、東京昭和保姆養成所が土川五郎氏によつて設立せられました。倉橋惣三氏を顧問とし、各科専門知名の方を講師として、理論と實際の兩方面に力を注がれる趣旨だそうです。

入學資格は高等女學校教師範學校卒業、修業年限は一ケ年、卒業生は無試験檢定の資格を有します。學科目は修身、教育、保育、理科、圖畫、手工、

音楽、體操、遊戯、社會學、生花、その他で、授業料は月五圓でございます。本年の募集人員は五十名限り。入學希望の方は、同養成所(東京府下大井町五二〇八)宛てに規則書を申込まれ、規則熟覽の上來る四月卅日までに願書を提出なされば、詮衡の上決定通知を發送されるそうでございます。開始は本年は五月一日と書いて居ります。

告 票

- 一、幼稚園及び小学校、家庭、育児、看護等に關する論說調査研究等の寄稿を歓迎いたします。
- 一、寄稿は一行二十六字詰に記して下さい。但改行は一字下げること。また句讀點は一字あけること。
- 一、寄稿並に本誌の編輯に關する通信、紹介及び寄贈の新刊書、交換雜誌、入會手續、更に
- 一、本誌の購讀及び廣告に關する通信並に照會等一切左記編輯兼發行所宛に願ひます。

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内
日本幼稚園協會

定 規 文 注

- 一、本誌購讀御希望の方は日本幼稚園協會に御加入下さい。居所、氏名を明記し會費前金にて東京女子高等師範學校附屬幼稚園内日本幼稚園協會に御申込下さい。
- 一、日本幼稚園協會會員外にて本誌御注文の方は凡て前金（郵税共）で願ひます。（振替代用の場合は總て一割増）
- 一、御送金の場合にはなるべく振替貯金で振替口座東京一七二六六番日本幼稚園協會宛に願ひます。
- 一、本誌の代金に對しては別に領收證を差出しません。特に御入用の方は往復はがきで御申越を願ひます。
- 一、會費切又は前金切の際にはその最終發送の雜誌の帯封に「前金切」の印章を押捺いたしますから其節は早速御送金を願ひます。
- 一、本誌の見本御入用の場合には前金參拾五錢發送を願ひます。

定 價

一ヶ月分一冊	金參拾五錢	送料	貳錢
半々年分六冊	金貳圓拾錢	送料	共
一ヶ年拾貳冊	金四圓貳拾錢	送料	共

（外國行郵税は、部金拾貳錢の割にて御拂込下さい）

昭和二年三月十日 印刷
昭和二年三月十五日發行
幼兒の教育 第二十七卷第三號

不 許 複 製
禁 轉 載

編輯兼 掘 七 藏
發行所 堀 七 藏
東京府豐多摩郡戸塚町大字戸塚五七五

東京市牛込區山吹町一九八

印刷者 大杉直次郎

東京市牛込區山吹町一九八

印刷所 大杉印刷所

發行所 日本幼稚園協會

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内
振替口座東京一七二六六番

廣 告

特等面一頁 金參拾圓	二等面一頁 金貳拾圓
一等面一頁 金貳拾五圓	一頁以下御斷

神田區南甲賀町八品田奥松に御申込下さい

最 國 帝
新 教 編
刊 育 纂
會 育 纂

今 幼 稚 園 研 究
解 説
附 全 國 幼 稚 園 一 覽 名 簿

冊 一 全 版 六 四
錢 拾 五 圓 一 價 定
錢 二 十 料 送

本書は、幼稚園令の精神、沿革、解義及幼稚園の經營の實驗等に就き斯界の權威たるべき人々が分擔執筆せられたものであります。尙附録として幼稚園令及關係法規の全文、特に新令發布現在の全國幼稚園（所在地、園主、園長名等記載）一覽名簿の添へあることは、參考資料とも亦記念ともなることと思はれます。幼稚園には是非とも備へ置く必要のある便利な書物であります。

次 目 容 内

第一章 總則	第一節 幼稚園の目的	第二節 保育の要旨	第三節 保育項目（課程）	第四節 散置及廢止	第五節 總則	第三章 設置及廢止	第一節 設置	第二節 入園年齡	五 私立幼稚園の經營	六 全國幼稚園一覽名簿
第二章 職員	第一節 園總長	第二節 園長	第三節 園長代理	第四節 代用保母	第五節 保母檢定及免許狀	第一節 總則	第二節 無試驗檢定	第三章 試驗檢定	第一節 園長及保母の進退	第二節 職務及服務其他
第三章 懲戒處分、業務停止及免許狀撤奪	第一節 懲戒處分、業務停止及免許狀撤奪	第二節 停給庶費及諸給與準則	第四章 編制及設備	第一節 編制	第二節 設備	第八章 保育料入園料	第一節 保育料	第二節 入園料	和 田 實	
文 學 博 士 澤 柳 政 太 郎	東 京 女 高 師 教 授 倉 橋 惣 三	文 部 省 囑 托 門 福 士 末 之 助	倉 橋 惣 三	門 田 重 雄	門 田 重 雄	日 白 幼 稚 園 長 和 田 實	日 白 幼 稚 園 長 和 田 實	日 白 幼 稚 園 長 和 田 實		

發 行 所 東 京 市 本 町 三 區 鄉 本 區 文 化 書 房 振 替 五 四 七 三 東 京 三

取 次 所 東 京 市 小 石 川 區 三 區 文 化 書 房 振 替 一 九 六 四 東 京 〇

卒業生への

贈物と

新入生に

買はせる品々

- ◇手技帖 六錢, 八錢, 九錢, 十三錢
- ◇折本型 十七錢, 十九錢
- ◇寫生盤兼掛額 廿錢
- ◇お道具箱 大小 一圓廿錢, 一圓十錢
- ◇ぬりゑ 1, 2號 各三十錢
- ◇自由畫 十錢, 十八錢



幼兒の成績を帖にして卒業を記念すること。

新入園兒に寫生盤以下をお買はせになること。

右二項は各御園一般の風習となりました。



東京小石川区指ヶ谷町
館ルベール 株式會社

電話 小石川三〇一
 東京一六九四〇